

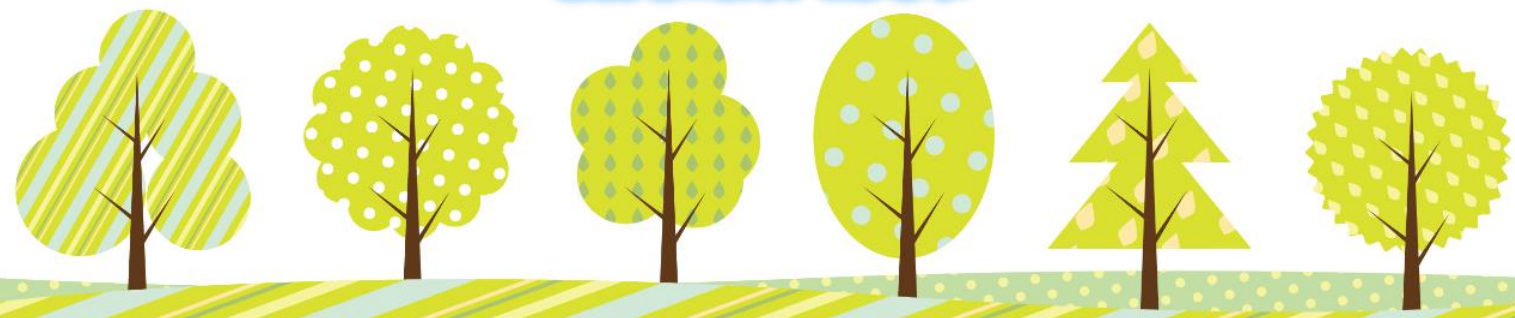


第1期奄美市地域福祉計画 （奄美市再犯防止推進計画）



令和3年3月

鹿児島県奄美市



はじめに

近年、我が国では少子高齢化や少人数世帯の増加などにより、地域住民相互のつながりが希薄化し、これまで地域で担ってきた自助・共助の機能が徐々に失われつつあります。また、地域の担い手不足が深刻化してきており、地域の活力を維持向上できる取組が重要となっています。



福祉行政に対するニーズが多様化・複雑化しており、行政（公助）だけでは課題の解決が困難な状況です。

これらの社会的変化を背景として、国は、あらゆる世代や分野が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

本市におきましても、地域住民や関係機関が、それぞれの役割や特性を生かしながら、地域のつながりを強め、お互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、市内8地区がそれぞれ地域活動に取り組むとともに、行政においては、地域支え合い活動を推進するほか、子どもや障害者、高齢者等への支援に取り組んでまいりました。

本計画では、本市の地域共生社会の実現に向けた基本目標として、「人と人がつながり、支え合う、地域づくり」「福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成」「包括的な支援の体制づくり」「安全で安心な地域づくり」の4つを掲げ、子ども・障害者・高齢者・生活困窮者等の福祉計画等の施策を総合的かつ包括的に推進することとしております。

これらの取組を身近な地域で展開するためには、市民や地域福祉の担い手の方々をはじめ、地域の関係組織に加え、社会福祉法人・NPOや企業、社会福祉協議会等と行政が連携しながら、協働で取り組むことが大変重要となります。

本計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現のために、市民・地域のあらゆる組織の方々と共に、基本目標に定める施策に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました奄美市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様、地域での住民座談会、パブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和3年3月

奄美市長 朝山毅

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
2	地域福祉の目指すところ	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5

第2章 奄美市の現状及び課題整理

1	奄美市の現状	8
2	市民アンケート調査の結果	16
3	地域座談会の結果	24
4	課題のまとめ	32

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	36
2	基本目標	37
3	地域共生社会の実現をめざして	38
4	奄美市における地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)	39
5	階層別の地域のあり方(福祉圏域)の整理	40

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

基本目標1	人と人がつながり、支え合う、地域づくり	43
基本目標2	福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成	46
基本目標3	包括的な支援の体制づくり	49
基本目標4	安全で安心な地域づくり	54

第5章 資料編

1	奄美市地域福祉計画推進委員名簿	60
2	奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱	61
3	用語解説	63

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進展によるひとり暮らし世帯の増加等、家族形態の多様化により、生活への不安や援助を求める人が増加しています。また、個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民自らが地域を支え、支えられるという社会的なつながりが希薄化しています。こうした社会の変化を背景に、生活困窮、子どもの貧困、DV・虐待、引きこもり・孤立死、自殺など、福祉を取り巻く地域の課題は複雑化しています。

このような課題に対し、国では介護保険制度や生活困窮者自立支援制度、障害者総合支援法、障害者差別解消法等の福祉関連法・制度の整備が進められています。それに伴い、制度・分野ごとの「縦割り」や地域における「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の支え合い活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。

さらに、国は地域共生社会の実現に向け、地域で共生の文化を創出・定着させること、また、すべての地域構成員が参画できるよう連携の仕組みづくりをすること、そのための対話・協議をする場を設けること、地域で重層的なセーフティネットを構築することが必要だとしています。

「地域共生社会」の実現に向けて、市町村における地域福祉計画は、保健・福祉分野を中心として包括的・分野横断的な施策を実施していくことが求められています。また、直近の状況として、新型コロナウイルスの世界的な蔓延が大きな問題となっており、国や県、自治体が一丸となって感染症対策を進めていく必要性があります。

鹿児島県は、平成31年度から5年間を計画期間とし、「安心して暮らせる社会づくり」、「福祉を支える担い手づくり」、「地域福祉の推進を支援」の3本の柱のもと、高齢者、障害者、児童等の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

これらの背景を踏まえ、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉の更なる推進を図るべく、「第1期奄美市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉の目指すところ

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があり、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切になります。

様々な生活課題について、住民一人ひとりの力(自助)、近隣での助け合い(互助)、住民組織やボランティア活動、社会保険制度(共助)、公的な制度による支援(公助)の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

自助・互助・共助・公助のバランスは、人それぞれ、見る人の角度によって異なります。そして、このバランスの中心には、社会福祉法第3条にある「尊厳の確保と自立への支援」が位置づけられると考えられます。本市においても、一人ひとりの尊厳が守られ、自立した日常生活を送ることができる「自分らしい暮らし」を実現するために地域福祉を推進していくものとします。



- ・自分自身による努力
- ・ボランティア参加
- ・健康づくり
- ・福祉に関する学習など

自助

個人や家庭など、自分自身による努力

尊厳と自立



- ・生活保護制度
- ・生活困窮者自立支援
- ・公的サービスの充実など



共助（互助）

地域における助け合い、
地域活動、ボランティア

- ・住民組織
- ・社会保険など

公助

公的な制度としての保健、
福祉等関連する施策の実施

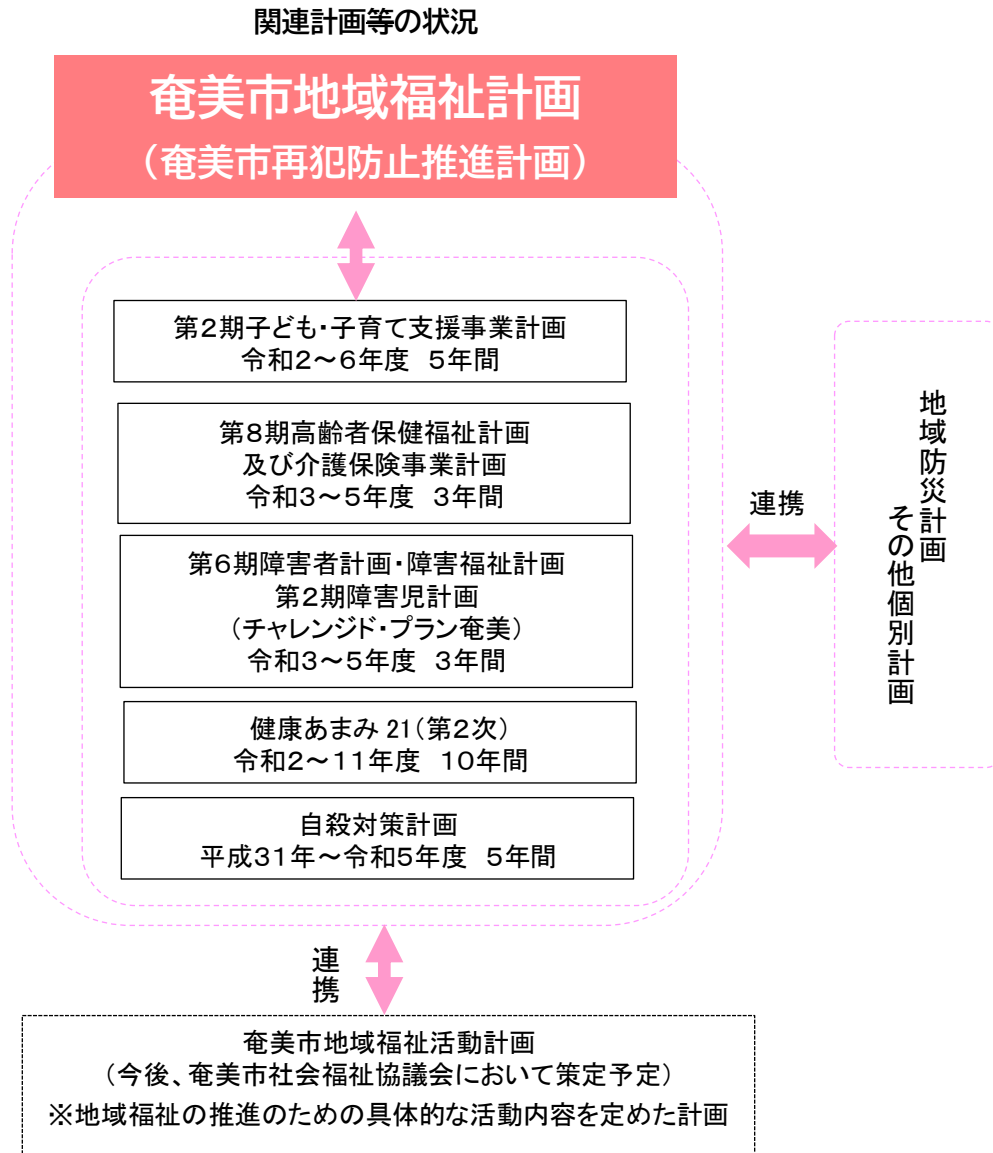
※ 社会福祉法より抜粋

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

3 計画の位置づけ

「奄美市地域福祉計画」は、各福祉分野計画の上位計画となるものであり、本市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものとしています。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、計画の中間年度である令和5年度に中間評価を行います。そのほか、令和4年度より毎年1回、前年度の取り組み状況について関係各課・関係団体と協議し、地域福祉の推進に向けた施策等への反映と計画の見直しを行います。

※社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) アンケート調査

計画の策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、18歳以上の2,000人を対象とした「アンケート調査」を令和2年9月から10月にかけて実施しました。

(2) 地域別座談会

市民から地域の課題や解決に向けたアイデアを直接お聞きするため、市内8地区に分けて「地域別座談会」を令和2年9月から11月にかけて開催しました。

なお、古見方地区については、日程の都合上、アンケート形式で行いました。

(3) 奄美市地域福祉計画推進委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「奄美市地域福祉計画推進委員会」を令和2年9月から令和3年3月にかけて計4回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

(4) パブリックコメント

計画素案を市のホームページと市の窓口で公表し、令和3年2月から3月にかけて計画内容全般に関する意見募集を行いました。

第 2 章

奄美市の現状及び課題整理

第2章 奄美市の現状及び課題整理

1 奄美市の現状

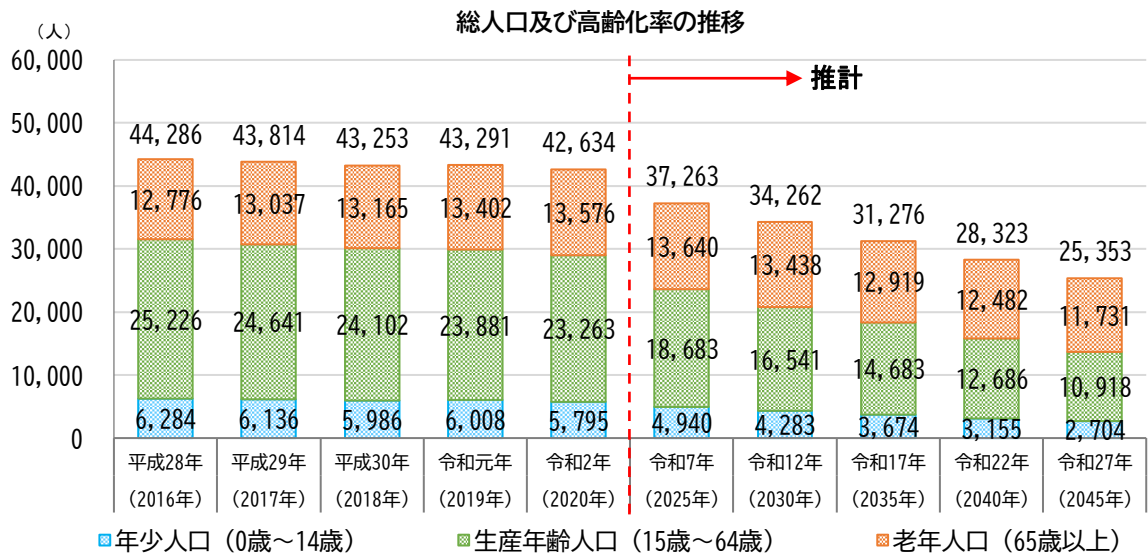
(1) 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は、令和2年9月末現在、42,634人となっています。令和27年には、総人口が25,353人まで減少することが推計されています。

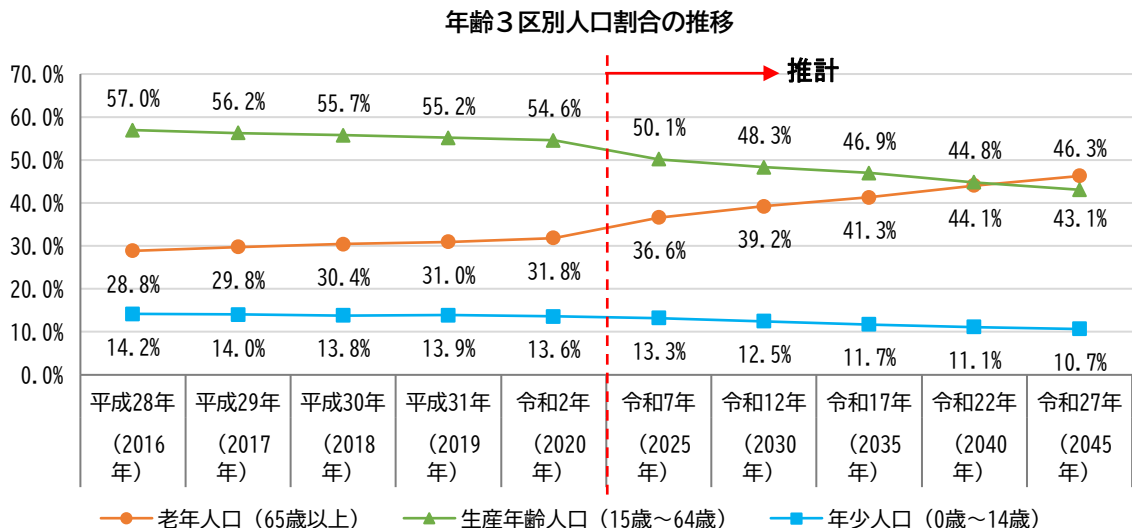
年齢区分別でみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあります。

推計では、今後も総人口、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向が見込まれますが、令和7年以降は老年人口も減少する見込みとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、令和27年には老年人口が生産年齢人口を逆転し、高齢化率は46.3%になると予測されています。



※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。
 (資料：平成28年～令和2年「住民基本台帳」9月末、令和7年以降「地域別将来推計人口」国立社会保障人口問題研究所)



(2) 世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成27年で19,580世帯となり、減少傾向にあります。

また、親族のみの世帯、非親族を含む世帯についても減少傾向にあるなか、単独世帯については増加傾向にあります。

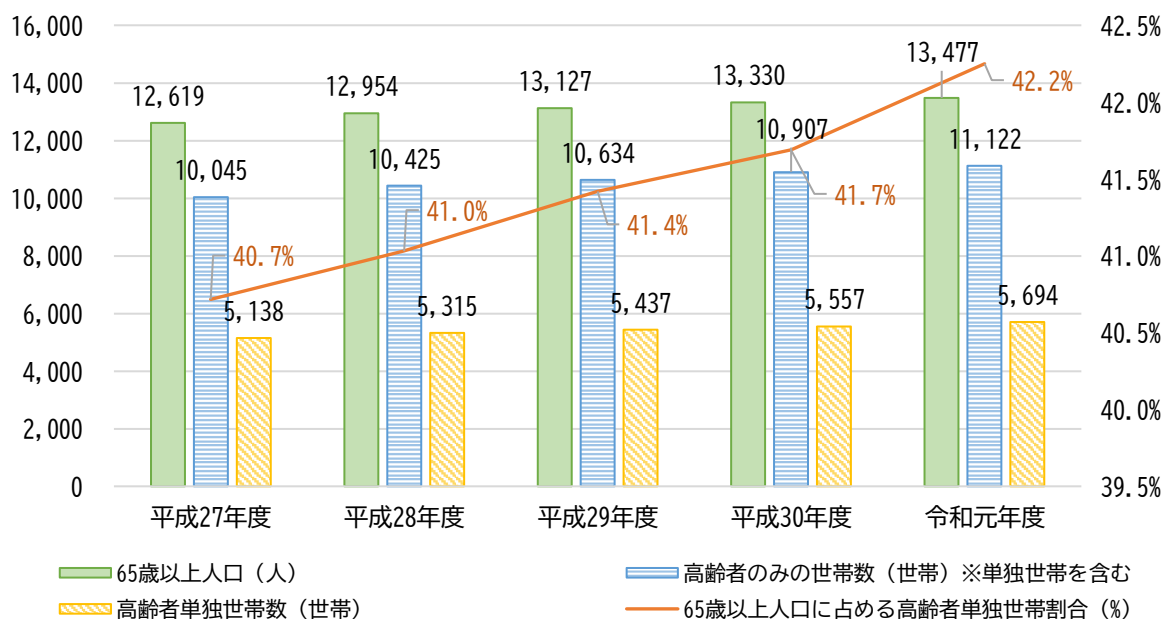
一般世帯の状況

(世帯)

	平成22年	平成27年
総数(一般世帯)	20,062	19,580
A 親族のみの世帯	12,805	11,977
1 核家族世帯	11,562	10,942
(1) 夫婦のみの世帯	4,309	4,332
(2) 夫婦と子供から成る世帯	4,823	4,294
(3) 男親と子供から成る世帯	316	316
(4) 女親と子供から成る世帯	2,114	2,000
2 核家族以外の世帯	1,243	1,035
B 非親族を含む世帯	149	139
C 単独世帯	7,107	7,463
世帯の家族類型「不詳」	1	1

(資料：国勢調査)

高齢者世帯の推移



(3) 地区別の人口動向

本市における地域支え合い体制づくりの区域に合わせた名瀬地区6圏域(金久、伊津部、奄美、上方、下方、古見方)、住用、笠利という合計8圏域を日常生活圏域として設定しました。

圏域別における人口の推移については、上方圏域、下方圏域は増加傾向で推移していますが、その他の圏域は減少傾向で推移しています。

高齢化率については、全ての圏域において増加傾向で推移しています。

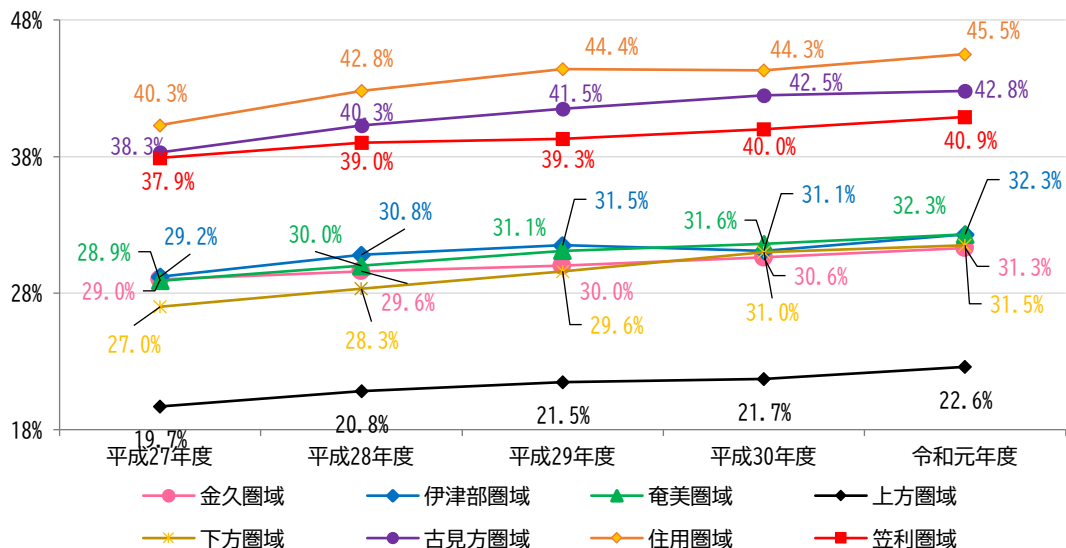
地区別の人口動向

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金久圏域	人口	7,528	7,434	7,325	7,298	7,161
	高齢化率	29.0%	29.6%	30.0%	30.6%	31.3%
伊津部圏域	人口	4,845	4,739	4,670	4,713	4,622
	高齢化率	29.2%	30.8%	31.5%	31.1%	32.3%
奄美圏域	人口	8,558	8,418	8,216	8,092	7,913
	高齢化率	28.9%	30.0%	31.1%	31.6%	32.3%
上方圏域	人口	8,000	8,009	7,963	8,259	8,281
	高齢化率	19.7%	20.8%	21.5%	21.7%	22.6%
下方圏域	人口	6,446	6,839	6,377	6,339	6,380
	高齢化率	27.0%	28.3%	29.6%	31.0%	31.5%
古見方圏域	人口	1,325	1,264	1,234	1,213	1,180
	高齢化率	38.3%	40.3%	41.5%	42.5%	42.8%
住用圏域	人口	1,326	1,298	1,268	1,265	1,235
	高齢化率	40.3%	42.8%	44.4%	44.3%	45.5%
笠利圏域	人口	5,770	5,694	5,660	5,591	5,482
	高齢化率	37.9%	39.0%	39.3%	40.0%	40.9%

(資料：住民基本台帳 各年度3月末)

日常生活圏域別の高齢化率の推移



(4) 児童等の状況

① 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成25年の389人から平成29年341人と5年間で48人(12%)減少しています。1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率(15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものは、平成25年に1.95であったものが平成29年では1.91と減少していますが、国や県と比較すると高い水準を保っています。

しかし、人口を維持するのに必要とされる2.08は下回っており、少子化傾向が続いています。

出生数・合計特殊出生率の推移

(奄美市)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	389	394	358	352	341
合計特殊出生率	1.95	2.06	1.82	1.88	1.91

(鹿児島県)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
合計特殊出生率	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69

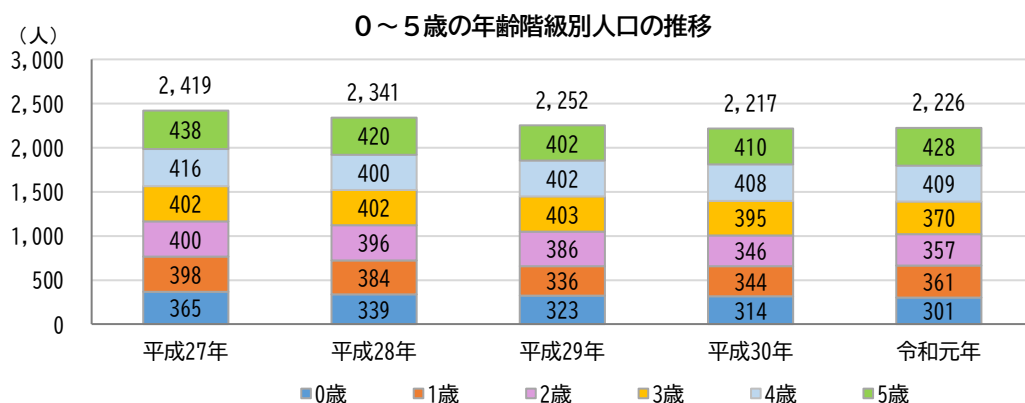
(全国)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：鹿児島県人口動態調査より算出

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移

0～5歳の年齢階級別人口の推移は平成30年まで減少傾向にありましたが、令和元年には2,226人と増加に転じています。なお、0歳の人口は一貫した減少傾向にあります。



(資料：住民基本台帳(各年4月1日))

③ 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では1,748世帯で世帯人員は7,047人、世帯あたりの人員は4.0人となっています。

また、6歳未満の子どもの人員は2,342人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.3人となっています。

6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

(人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	10,251	9,027	7,931	7,047
6歳未満子どもの人員	3,381	2,987	2,607	2,342
世帯数	2,468	2,238	1,935	1,748
世帯あたり人員	4.2	4.0	4.1	4.0
世帯あたりの6歳未満人員	1.4	1.3	1.3	1.3

(資料：国勢調査(各年))

④ ひとり親世帯の推移

本市におけるひとり親世帯は、平成27年では664世帯で世帯人員は1,750人、世帯あたり人員は2.6人となっています。

また、18歳未満のいるひとり親世帯数は622世帯で、18歳未満のいる世帯数に対するひとり親世帯の割合は15.0%であり、年々増加傾向にあります。

ひとり親世帯の推移

(人、世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
ひとり親世帯	784	751	712	664
ひとり親世帯人員	2,192	2,074	1,926	1,750
世帯あたり人員	2.8	2.8	2.7	2.6
18歳未満のいるひとり親世帯数	704	703	668	622
18歳未満のいる世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
18歳未満のいるひとり親世帯の割合	11.4%	13.1%	14.2%	15.0%

(資料：国勢調査(各年))

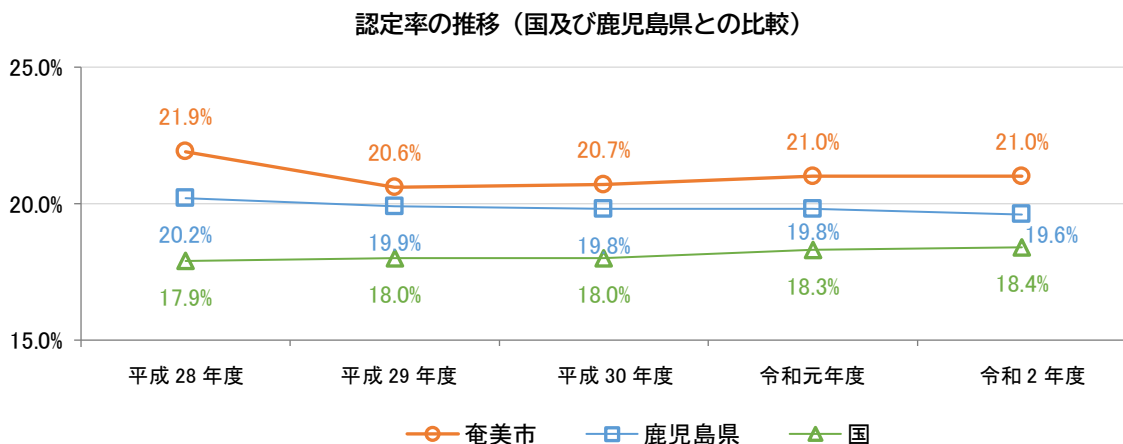
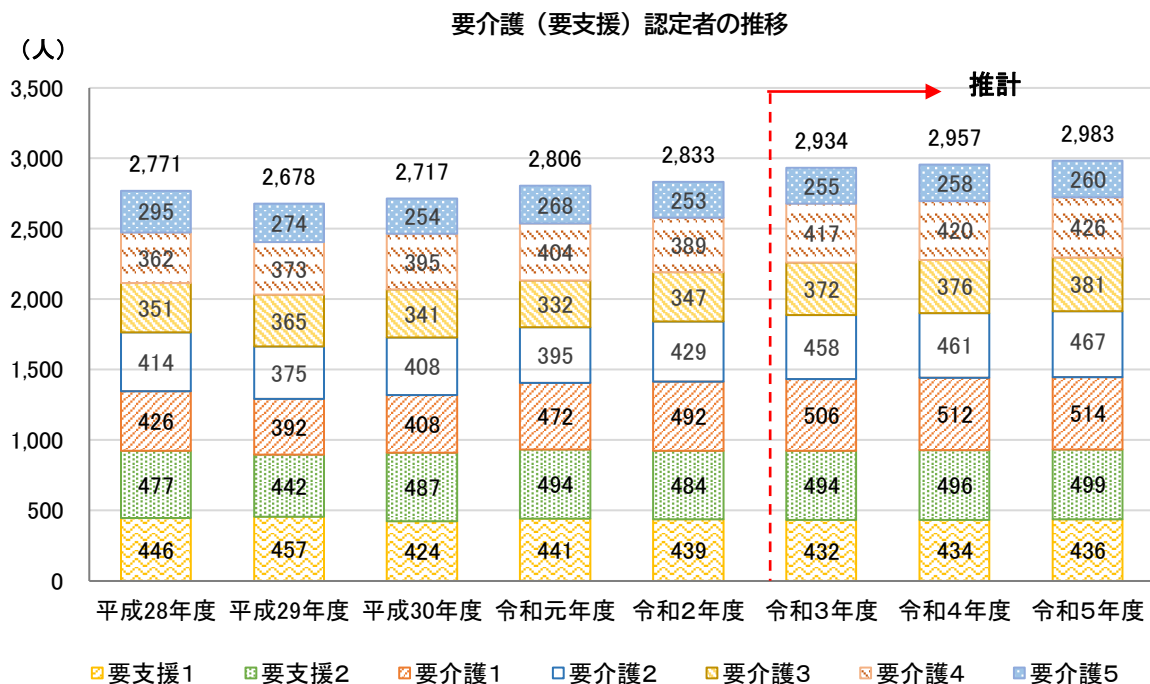
(5) 支援が必要とする方の状況

①介護保険事業における要支援・要介護認定者の状況

本市の令和2年度における要介護（要支援）認定者の第1号被保険者と第2号被保険者の合計は2,833人となっており、そのうち要支援1及び要支援2は923人、要介護1から要介護5は1,910人となっています。

認定者数は、平成29年度以降は増加傾向で推移しており、介護度別では、要介護1、要介護2の軽度者が増加傾向で推移しています。

また、認定率は、令和2年度は21.0%となっており、鹿児島県、国より高い割合で推移しています。



②障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度が3481人、令和2年度が3,494人で13人の増加（0.3%増）となっています。

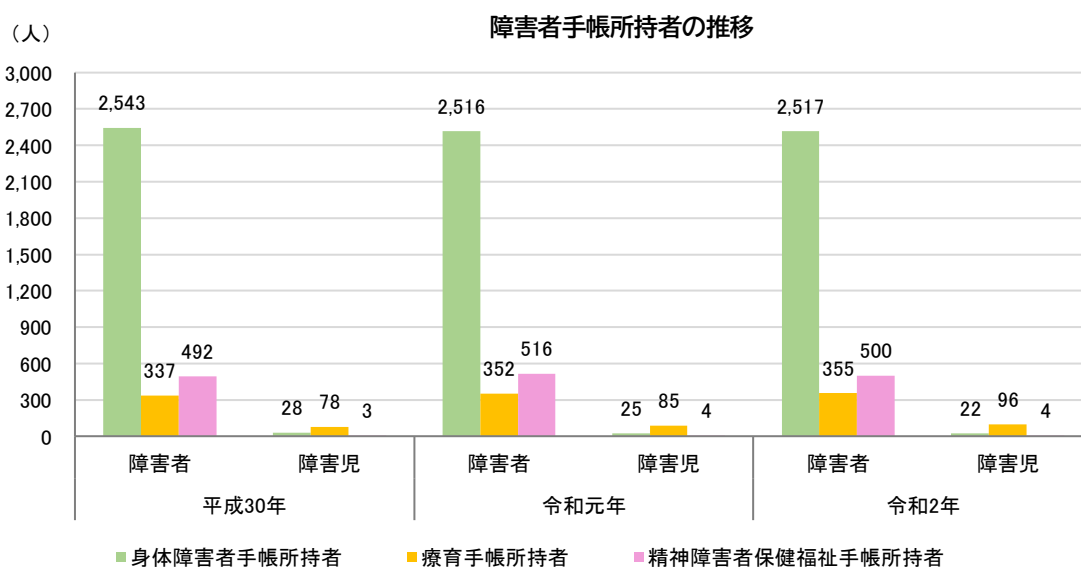
障害別にみると、身体障害者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、年度別においては減少傾向が続いています。療育手帳所持者は増加傾向となっており、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、増減を繰り返しています。

種類別障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度(10月末)	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体障害者	2,543	28	2,516	25	2,517	22
知的障害者	337	78	352	85	355	96
精神障害者	492	3	516	4	500	4
合計	3,372	109	3,384	114	3,372	122
	3,481		3,498		3,494	

(資料：チャレンジド・プラン奄美 各年3月31日現在)



③生活保護世帯の状況

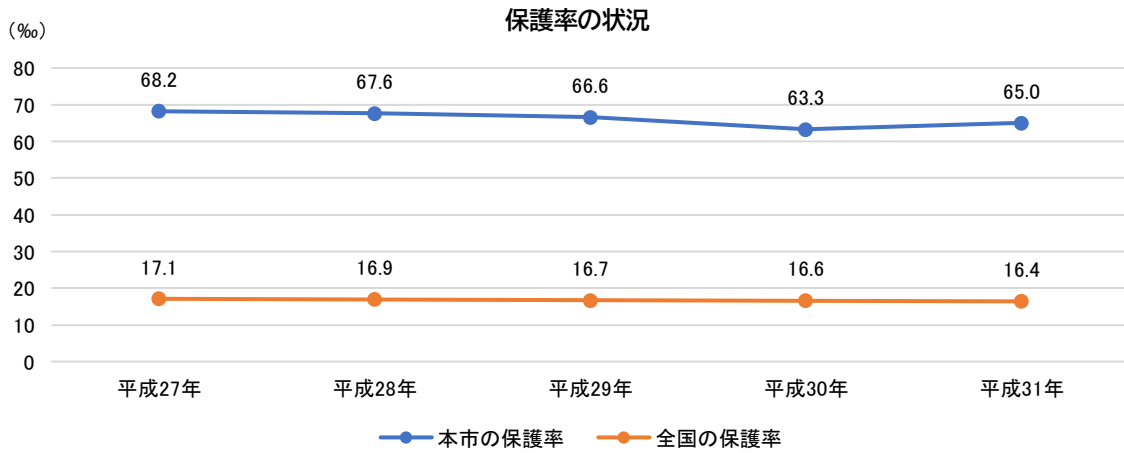
平成 31 年4月現在における生活保護世帯は月平均 2,095 世帯で、年々減少傾向で推移しています。

なお、保護率については、全国平均を大きく上回っている状況です。

生活保護世帯の状況

年 度	世 帯 数 (月平均)	人 員 (人) (月平均)	扶 助 金			本 市 の 全 国 の 保 護 率 保 護 率 (%) (%)	
			扶 助 額 年 額 (千 円)	1 人 当 り 月 平 均 (円)	1 世 帯 当 り 月 平 均 (円)		
平成27年	2,176	2,964	4,532,699	127,438	173,587	68.2	17.1
28	2,150	2,885	4,489,769	129,687	174,022	67.6	16.9
29	2,116	2,808	4,424,295	131,300	174,239	66.6	16.7
30	2,105	2,765	4,301,124	129,630	170,274	66.3	16.6
31	2,095	2,712	4,346,808	133,567	172,904	65.0	16.4

(資料：数字で見る奄美市 各年4月1日現在)



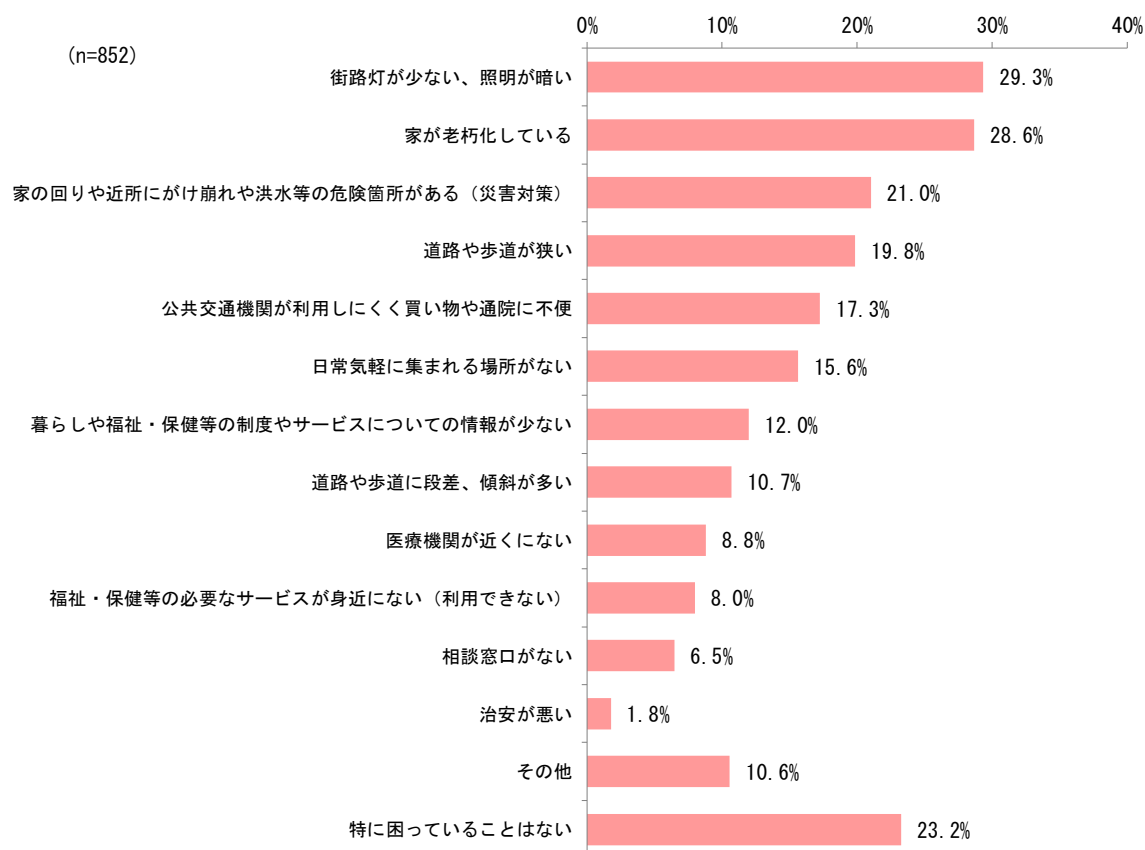
2 市民アンケート調査の結果

調査の概要

- ◆調査地域・・・奄美市全域
- ◆調査対象・・・18歳以上の奄美市民
- ◆調査期間・・・令和2年9月～10月
- ◆調査件数・・・2,000件
- ◆回収結果・・・852件（回収率42.6%）

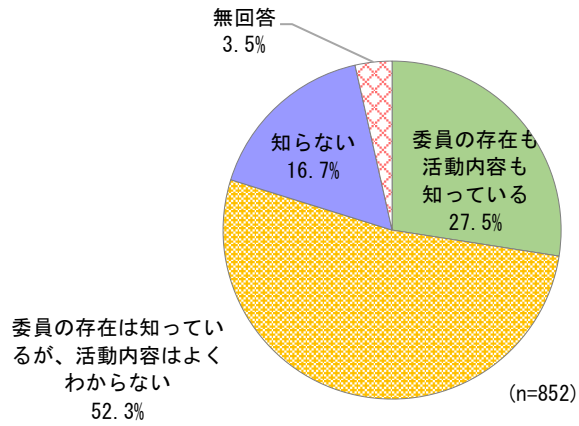
（1）現在地域で生活する上で困っていること

生活する上で困りごとについては、「街路灯が少ない、照明が暗い」が29.3%と最も多く、次いで「家が老朽化している」が28.6%、「特に困っていることはない」が23.2%となっています。



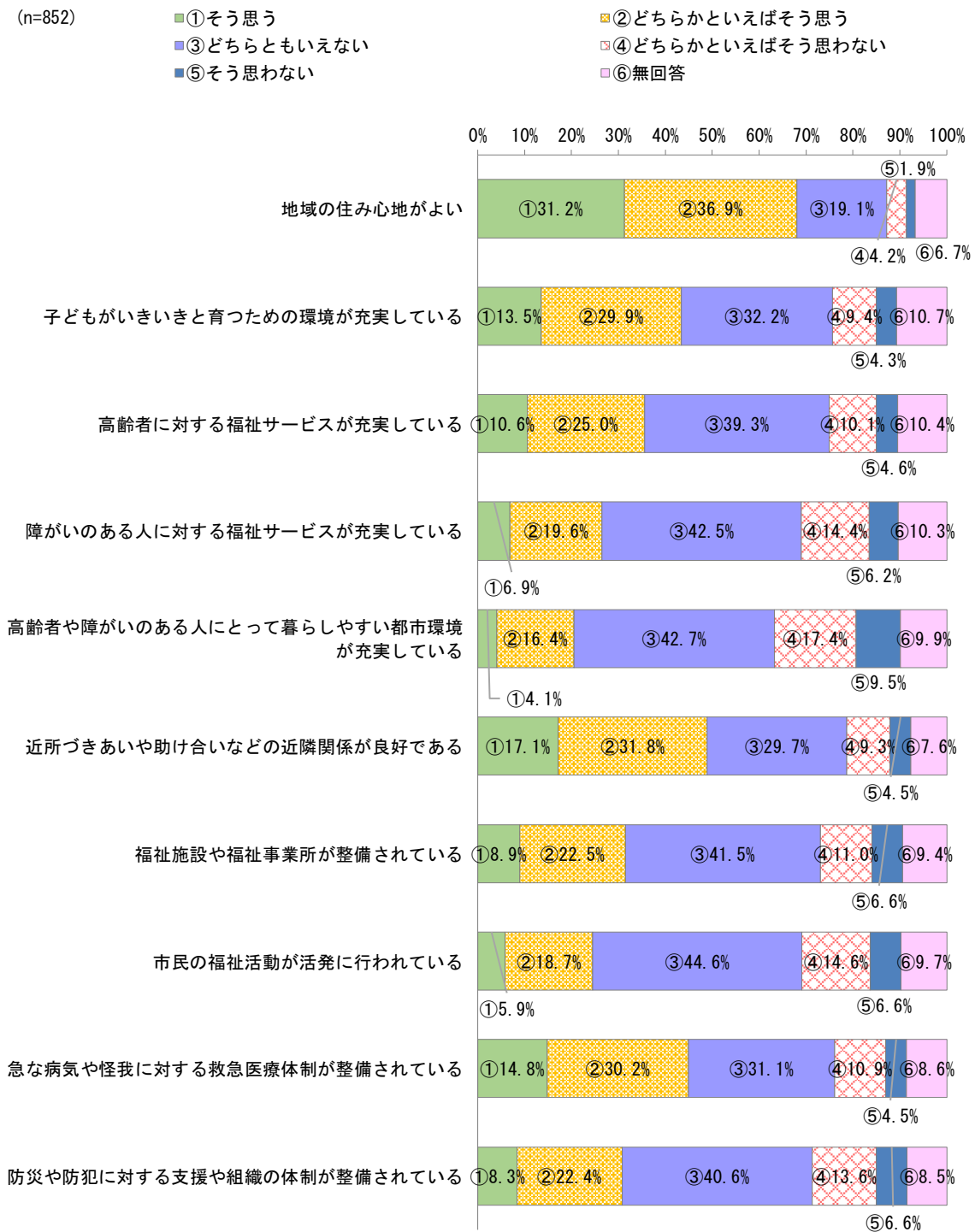
(2)「民生委員・児童委員」の認知度

民生委員・児童委員の認知度については、「委員の存在は知っているが、活動内容はよくわからない」が52.3%と最も多く、次いで「委員の存在も活動内容も知っている」が27.5%、「知らない」が16.7%となっています。



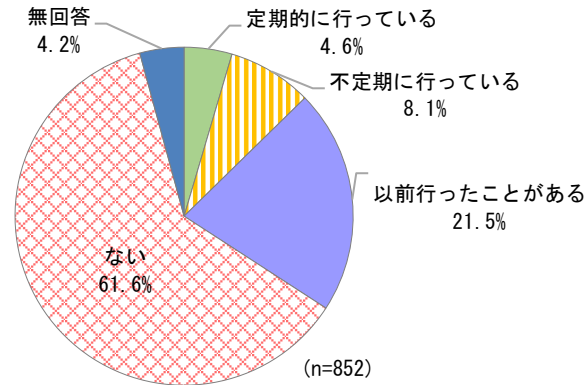
(3) 地域の中での暮らしについて

地域に対する印象については、「思う（そう思う＋どちらかといえばそう思う）」が、「地域の住み心地がよい」では68.1%と最も多く、次いで「近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である」が48.9%、「急な病気や怪我に対する救急医療体制が整備されている」が45.0%となっています。

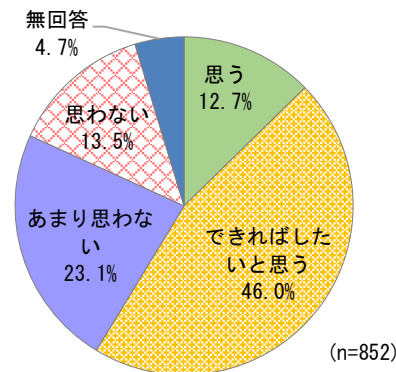


(4) 地域活動・ボランティア活動について

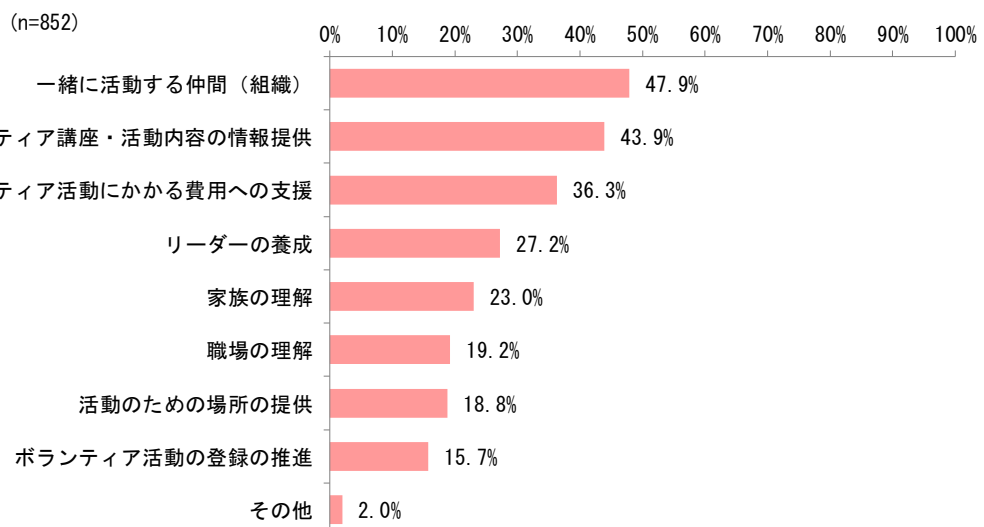
ボランティア活動については、「ない」が61.6%と最も多く、次いで「以前行ったことがある」が21.5%、「不定期に行っている」が8.1%となっています。



ボランティア活動を行ってみたいかについては、「できればしたいと思う」が46.0%と最も多く、次いで「あまり思わない」が23.1%、「思わない」が13.5%となっています。

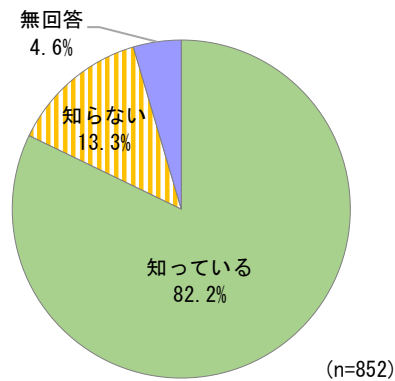


ボランティア活動を広めていくために必要と思うものについては、「一緒に活動する仲間（組織）」が47.9%と最も多く、次いで「ボランティア講座・活動内容の情報提供」が43.9%、「ボランティア活動にかかる費用への支援」が36.3%となっています。

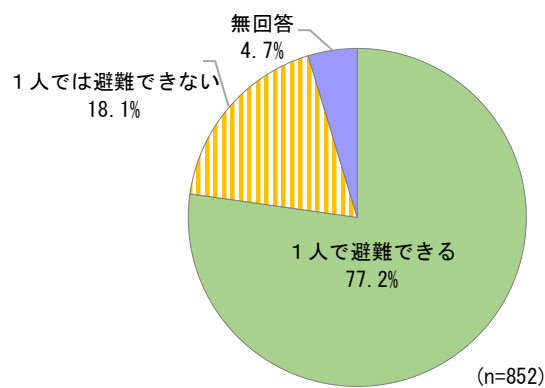


(5) 災害対策について

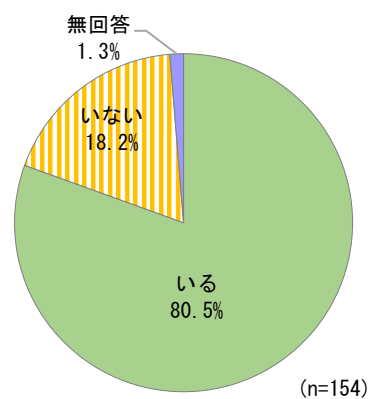
災害時の避難場所については、「知っている」が 82.2%、「知らない」が 13.3%となっています。



避難場所への自力避難の可否については、「1人で避難できる」が 77.2%、「1人では避難できない」が 18.1%となっています。

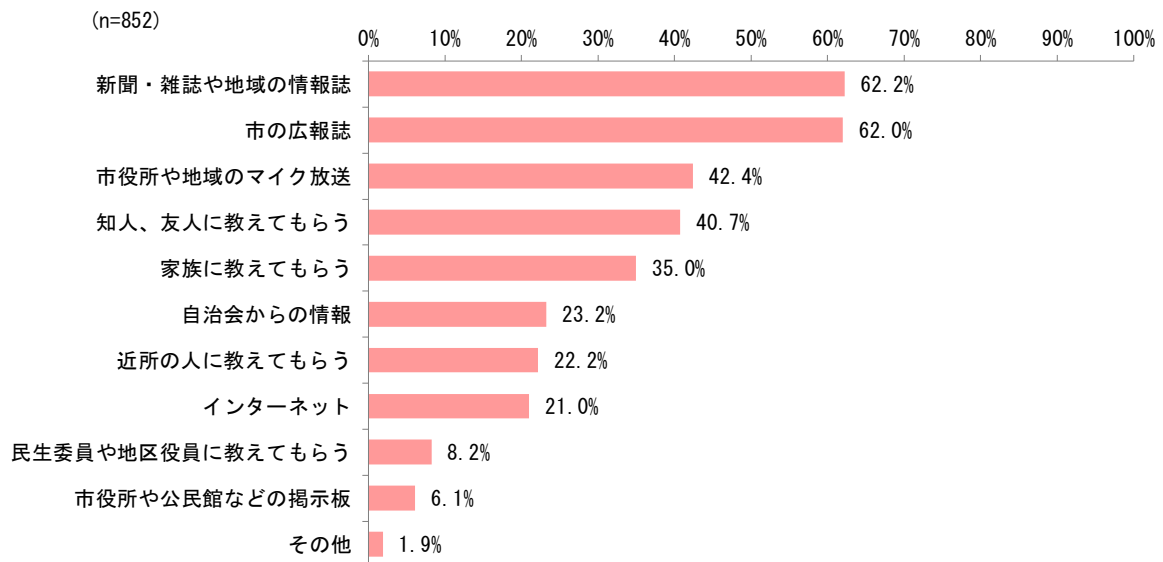


災害時の避難の際、近くに手助けを頼める人がいるかについては、「いる」が 80.5%、「いない」が 18.2%となっています。



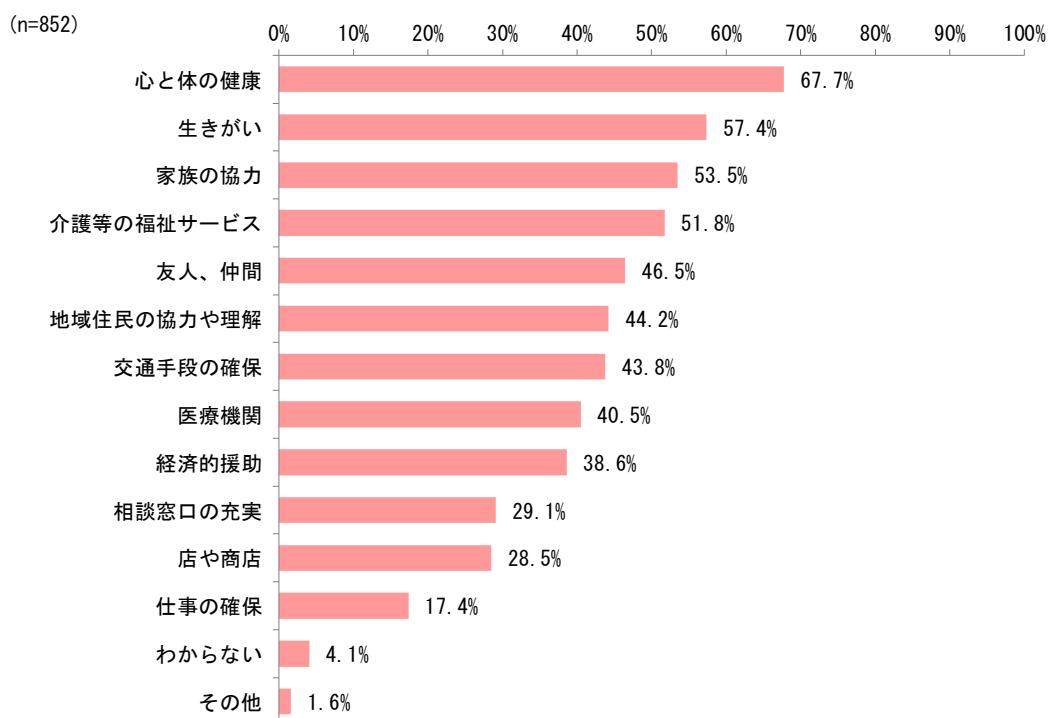
(6) 福祉サービスに関する情報の入手について

情報の入手方法については、「新聞・雑誌や地域の情報誌」が62.2%と最も多く、次いで「市の広報誌」が62.0%、「市役所や地域のマイク放送」が42.4%となっています。



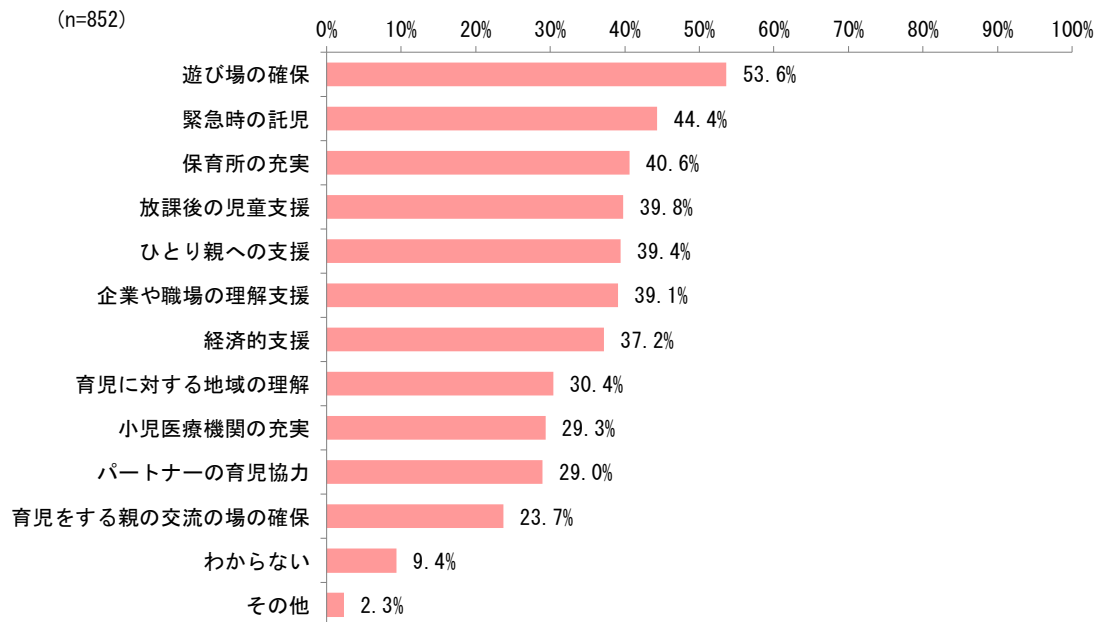
(7) 高齢者福祉について

高齢者が地域で生活する上で大切なことについては、「心と体の健康」が67.7%と最も多く、次いで「生きがい」が57.4%、「家族の協力」が53.5%となっています。



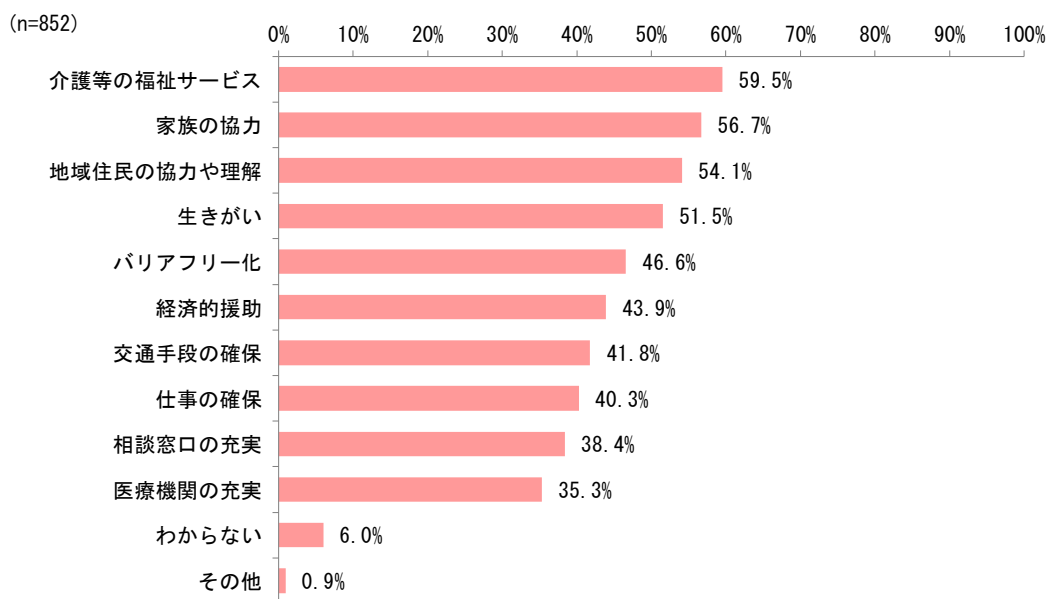
(8) 児童福祉（子育て）について

子育てしやすい地域づくりのために大切なことについては、「遊び場の確保」が53.6%と最も多く、次いで「緊急時の託児」が44.4%、「保育所の充実」がともに40.6%となっています。



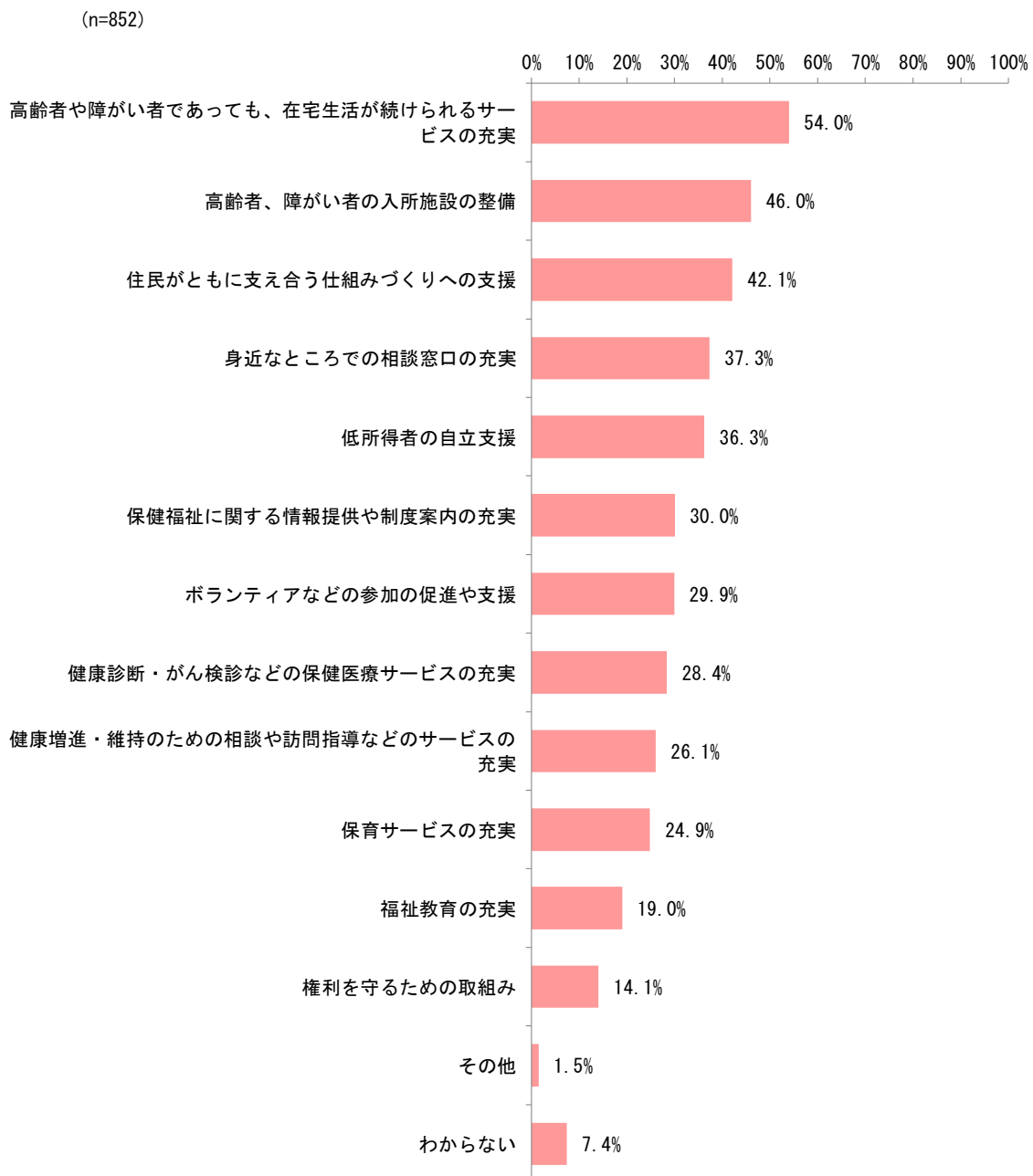
(9) 障害者福祉について

障害のある方が生活する上で大切なことについては、「介護等の福祉サービス」が59.5%と最も多く、次いで「家族の協力」が56.7%、「地域住民の協力や理解」が54.1%となっています。



(10) 奄美市の福祉のあり方について

市の福祉施策として特に必要だと思うことについては、「高齢者や障害者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が54.0%と最も多く、次いで「高齢者、障害者の入所施設の整備」が46.0%、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」が42.1%となっています。



3 地域座談会の結果

(1) 金久地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの見守りができている ・火災時など率先して避難の手伝いに動く人がいる ・ごみ捨ての手伝いをする人がいる ・祭り、敬老会、忘年会等の行事が30年続いている ・避難訓練等を地域で行っており、災害意識が高い ・自治会規模がコンパクトで、お互いの顔がわかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯がある ・害虫駆除を自治会で行っている ・2か月に1回班長会を行い、集まっている ・台風での避難時に、高齢者をみんなでお世話した ・防災組織がなくても、災害時に協力し合えた ・自主防災組織が充実したために、自治会の活性化に繋がっている
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、空き家が多い ・野良猫が多い ・長期で役員をしている人がおり、後に続く若い役員が育たない ・若い人が少ないので、長期で役員をやらざるを得ない ・行事への参加者が固定化している 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会場など集まる場所がない ・防災時などの資材を置く場所がない ・若い人の顔がわからない ・若い人がいないので、一度役員を受けるとずっとやらないといけないという不安がある ・高齢者は人と話をしたりして、人とつながっていたいと思う
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線を設置してほしい ・老人福祉会館を避難所にしてほしい ・老人福祉会館への道のハブ対策をしてほしい ・長浜公園に続く階段にスロープを設置してほしい ・空き家などを上手く集会場として活用できるようにしてほしい、その際に補助金等を出してほしい ・住民の意見を拾うノウハウを教えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・名瀬小学校裏のアカギを保存するならば、落ち葉対策もしてほしい ・ハード面の整備を補助金で支援してほしい ・住用の嘱託員制度は、月1回の会合で行政との連絡体制がしっかりとれていて良いと思うので、名瀬地区でもそのような体制をとれないか検討してほしい
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の整備・伐採を行う ・自主防災組織を作ろうとしている ・若い人に地域活動のアプローチをしていきたい ・若い人にも参加してもらうために知恵を絞らないといけない ・役割が偏らないように役割分担をして、若い方が参加しやすいようにしたい ・地域でお年寄りもテレビ電話などスマホを活用して見守りやつながりできるようにしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAに参加する親が多いので、PTAと合わせて地域のことをしていきたい ・子供を通して、その親も地域行事に参加してもらいたい ・高齢者が多いので、今いる人達を中心にできることを考える（防災など） ・速やかな情報伝達・共有 ・ごみの捨て方などを間違えた場合は、根気強く何回も教えて理解してもらおう ・新しくやってみたいことを考えていきたい

(2) 伊津部地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド・ゴルフ大会を行っている ・地域住民がそれぞれの持ち場で美化活動を行っている ・健康づくり教室を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターを月1回借りて、体操教室を行っている、小さい子供連れの親子と触れ合う場となっている
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・年寄りが多い ・集会施設が足りない ・災害時の高齢者の避難が不安 ・民生委員不在の地区がある ・自治会がない地域がある、立ち上げが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動が難しくなっている（新型コロナウイルス感染症対策や詐欺を疑われるため） ・空き家が多い ・人が住んでいるが、建物が古く壊れかけている家屋ある
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・年寄りが集まれる場所が近くにあるとよい ・民生委員の不在地区があるので、後任を探してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会と支え合い協議体の地区割を統一してほしい ・行政協力員を探してほしい
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・当番制で行なう火の用心の夜回り活動を再開する 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員不在地区となっている地区の民生委員が見つければ、もっと幅広く活動できる



(3) 奄美地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地にあり、学校・図書館・医療・介護施設などが多い ・地域行事への参加の義務感がなく楽である ・地域住民同士のゆるいつながりがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・まつりや防災会などのイベントが成功している ・住宅の掲示板やエレベータを利用して情報共有をしている
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・住みやすい物件が少ない ・地域への思い入れがない ・大人も子供も関わる機会が少ない ・貧困者や障害者が孤立しやすい ・若い人はたくさんいるが、役員のなり手がおらず、班長を決めるのも困難、運営側が疲労している ・各種大会の地区選手を探すのが難しい ・自治会費の徴収が困難なところが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会がまた休会になるのではと焦りを感じる ・住民同士のつながりが希薄化 ・独居高齢者が多い ・子供たちの地域との関わりが少ない、自分のふるさとであると認識しづらい ・子供が学校以外で集まる習慣がない ・自治会がない地区がある ・台風・災害時の課題
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の財源の補助 	
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・手伝える人の発掘 ・人のつながりをつくり、担い手を確保・育成する ・地域の広報誌づくり ・要援護者の把握 ・高齢者支援の組織、仕組みをつくる ・子供や高齢者の居場所づくり ・新川ふれあい館を子供からお年寄りまで、気軽に集える場所にしたい ・住民同士の目に見える関係づくりをすること ・継続して集まれる仕組みをつくる ・学校の関係性を超えたつながりを地域の中で呼びかけられたらいい ・8地区の特色を生かして交流できたらいい ・自治会の役割や負担を減らし、若者が参加しやすくする ・押しつけではない形で若者を地域の活動に参加してもらえるようにしたい ・子育て世代と子育てが終わった世代の交流があったらいい ・市民清掃など地域の行事に若い人が入りやすい雰囲気づくりをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数が少ない自治会は合併して活動したい ・奄美地区体育協会を利用して、ともに活動していくといいと思う ・奄美地区広域の自治会として市に認めてもらえば、新たな財源が確保できるかもしれない ・小学生から高校生まで、各学校に協力を得て、協議体の集まりに参加してもらい、奄美の現状を知ってもらう ・中高校生の力を活用 ・地区内に県立大島病院があるので、医師にふれあい館で講話などをしてもらい、人を集めるきっかけにする ・どのようなサービスがあったらいいか、地区に住む人に対してニーズ調査をする ・グラウンド・ゴルフ大会やカラオケ大会をしたい ・昼に地区を回って、独居高齢者の把握をしたい ・夏祭りに中高生が参加できるイベントをする ・奄美地区全体の文化祭のようなイベントができたらいい、楽しいことには自然と人が集まると思う ・ソーシャルコミュニティワーカーを置く

(4) 上方地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアを立ち上げた ・壮年団や子ども育成会など年代ごとの各種団体があり、情報の連携ができている。 ・町内会報を毎月つくって情報共有している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団結力がる ・人口が増えており勢いがある ・資源ごみの分別指導をしている ・見守り隊をつくっている
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・自分で助けてと言えない人の支援方法 ・地域活動に入る人、入らない人がはっきりしている（若い世代、マンション住民など） ・地域活動に参加しない人に、どのように関わりをもつべきか ・和光町単独で自治会を持っていないので、災害時など高齢者の対応が不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人部など地域活動を活性化させるためにどうしたらよいか ・8月踊りなど文化の保存・継承が難しい ・公園に遊具がない ・和光町は避難する場所がない ・和光町に消防車庫がない ・ごみ出しルールを守らない人がいる
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・数値化できないものを福祉施策に考えてほしい ・転入者へごみ出しルールを説明してほしい ・要支援者の情報を地域にも教えてほしい ・基地周辺整備事業の一環で、マイク放送受信機を各家庭に設置してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の体育館を大きくしてほしい ・自治会加入のPRをバスなどでしてほしい ・町内会そのものをもっと行政からアピールしてほしい ・敬老会のために高齢者の情報を教えてほしい
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・和光町で土地を探して、消防車庫・集会場の相談をしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し対策としてカメラを設置する



(5) 下方地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統行事が引き継がれている ・顔見知りである ・地域のまとまりがある ・子供の見守りを地域の方に協力してもらっている ・挨拶をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭りが盛んである ・防災組織がしっかりしている ・高齢者のごみ捨ての手伝い、声掛けができています ・移動販売車がくるから助かる
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事に参加することへの義務感がある ・独居高齢者の把握ができていない ・新型コロナウイルス感染症対策により、集まる機会が少なく、地域の子供や親の顔を覚えられない ・高齢者宅を訪問しても出てきてくれない、警戒される、特に聴力が弱い方の対応に苦慮 ・高齢者の買い物不便 ・地域活動への参加者が減ってきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の緊急時の対応が不安 ・役員の担い手が減ってきている ・地域行事にいつも同じメンバーしか集まらない ・老人クラブに加入する人がいない、継続が難しくなっている ・町内会の規模が大き過ぎて、顔が見えない ・単身者の見守りなど町内会での議論ができていない部分がある
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者宅の見守りなどについて、先進事例のアイデアなどを知りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員の担い手、若い人の呼び込み方などを知りたい
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の方の見守りのために、顔を覚えてもらわないといけない ・下校時の子どもの防犯対策を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いに協力しながら地域を盛り上げていきたい ・老人クラブの継続について考えていきたい



(6) 古見方地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然に囲まれていて空気がきれい ・毎朝輝く朝日が昇る集落である ・集落の人たちが協力的、近所付き合いがある ・住民が親切で親しみやすい ・住民一人ひとりが把握しやすい ・町内会行事、八月踊り、十五夜（びっこ）など伝統行事が継承されている ・納涼会が盛大に行われ、遠出ができない高齢者の楽しみの1つである 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆらおう会、健康体操などが行われている ・高齢者が自家用野菜を自分で作っている ・市民清掃日の全体作業が定期的に行われている ・奉仕作業への参加率が高い ・旧暦の日に、無縁仏の墓の清掃をしている ・水土里サークルの活動を小湊アプシ隊が行い、農水路の保全活動、地域の美化活動が行われている ・高齢者の見守り活動が行われている
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家があり、草屋敷になっている家や危険家屋がある ・タラソ行きの無料バスが巡回しない ・老人福祉会館行きのバスが運行されていない ・高齢者が多く、災害時の身内への連絡が不安 ・避難場所である公民館は雨が降ると、道路が冠水し避難ができない ・崎原への裏道に土石流があり、裏道の利用ができない ・市民清掃活動の参加が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の草刈りができない ・人が減っていて、草刈りが追い付かない時がある ・お墓の横に大木があり倒れそうで危険 ・光ファイバーの工事が進んでいるが分からないことだらけ（メリットなど） ・八月踊りの練習や地域行事へ若い人たちが来ない ・伝統文化の継承が困難 ・一部の業者が山を切り開いているが、ほとんどの住民がその目的を知らない
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・農耕放棄の土地があるので、農業振興地域の解除等により、建売住宅や病院など民間の力を活用して、人口を増やす施策をしてほしい ・小湊小学校を将来も継続できるように教育行政をしてほしい ・空き家を活用する施策をしてほしい ・高齢者向けの体操や物作りなどを月1回無料で教えてほしい ・崎原の桜通りを名所にするために、期間限定でライトアップやトイレの整備をしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道沿いの草刈りの回数をふやしてほしい ・農業者住宅をつくってほしい ・バスを利用する方は、高齢者や免許返納した方が多いので、バスを利用しやすいようにバス停に屋根付きベンチを設置してほしい ・市役所までバスが乗り換えなしで行けるように運行してほしい ・道路ミラーの設置 ・避難場所がほしい ・雨が降ると冠水する道路があるため工事をしてほしい
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民清掃への参加者を増やす ・健康体操、ゆらおう会に参加する ・グラウンド・ゴルフでの体力づくりと親睦を深める ・地域の伝統行事、八月踊りを守っていく ・集まる機会が少ないので、集会場でできるカラオケやお茶会などがあれば楽しめるかも 	<ul style="list-style-type: none"> ・これ以上集落が荒れないように協力して、きれいな町内・街並みを維持していく ・農道などの草刈りをする ・公園の美化活動 ・展望台の整備 ・高齢者の見守り活動を継続する

(7) 住用地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・結の精神が残っている ・人が少ないから団結力がある ・人が少ないから、地域の人のがよく見える ・移動販売車が週に2回くる ・ほとんどの人が顔見知りである ・集落単位の動きをまとめることがしやすい ・人が優しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣同士を理解し合っている ・嘱託員会等の組織がある ・有償ボランティアが上手く運用できている ・自然の遊びができる ・自然が身近にあり、クロウサギやマングローブが見られる
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・人口が少ない ・子供や若者が少ない ・人が少ないため行事がやりにくい ・空き家が多くなっている ・施設が少なく選択肢がない ・お店が遠い ・病院が一つしかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が悪い ・バスの運行時間が少ない ・様々なサービスが住用地区まで届かない ・おせっかいお婆さんがいなくなった ・個人情報に厳しすぎて、個人の家に介入しづらい ・独居の人が急に体調が悪くなった時が心配
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅をつくってほしい ・意見箱をおいて住民の意見を聞いてほしい ・台風、津波、救急時などの訓練をしてほしい ・ゆらい場所を集落ごとにつくってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・15人くらいが乗られるバスを走らせてほしい ・事業を立ち上げる際、運営費等の費用をだしてほしい。
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・お店をつくりたい ・誰でも集まれるゆらいどころを作りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り体制づくりをしていきたい



(8) 笠利地区

良いところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんからお年寄りまでよく知っている ・地域の中で見守りや助け合いができています ・移動販売車が来てくれるようになった ・移動販売の待合場所が、お互いの状況確認や情報収集の場となっている ・子供たちが元気である 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が地域とのつながりを大切にしてくれる ・地域と行政のつながりができています ・婦人会、こども会等のまとまりができています ・屋仁まんてん市場を通して、地域（お客さん）との細かいつながりができています
困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護など家庭の中のことまで分かりづらい ・買い物できる店が少ない、買い物が不便 ・集まりに参加していない人をどのように参加させるか苦慮している ・行事の際に人を集めるのに苦労している ・老人クラブの会長のなり手がいないため、活動を中止している地区がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の一人暮らしが増えてきている ・リーダーシップのある若い世代がいない ・船の放置などごみ問題 ・国道沿いにゴミ屋敷があって危険な家屋がある ・車いすを載せられる車がない、介護タクシーでは運賃が高つく ・老々介護が増えてきた
行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車のカバーエリアを増やしてもらった ・地域の困りごとを幅広く相談できる窓口がほしい ・3支所どこでもワンストップで相談・対応できるようにしてほしい ・地域の活動に補助金を出してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのため、グラウンド・ゴルフ場の利用料を安くしたり、プールを無料、バスの巡回などをしてほしい ・集落内にバスを通してほしい ・認知症検査の助成や、予防のための講話をしてほしい
自分たちにできること	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りをしていきたい、この問題に若い人が参加してもらえるように考えていきたい ・集落ごとに見守り隊を結成したい、それにより民生委員の負担軽減につなげたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアを立ち上げ、移動支援などを行いたい ・集落内のゲートボール場を整備し、ゲートボール大会を開催したい



4 課題のまとめ

課題1 地域コミュニティの維持と強化

- 子育て世帯における核家族化、共働き世帯が増加する中、教育・保育環境の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、安心して産み、育てることができる環境づくりが重要な課題となっています。
- アンケート調査から、「近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好でない(p18)」とする割合は1割強となり、地域のつながりの希薄化が伺えます。その背景として人口減少や働き方等ライフスタイルの変化、一人ひとりの地域との付き合い方等の考え方の変化が考えられます。
- 本市が優先して取り組むべき施策については「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援(p23)」が4割を超えており、隣近所を含む地域の人々と交流を深め、お互いに助けあえるような関係性づくりが必要です。
- 本市では、自治会や小学校区を単位とした地域活動が盛んで、各地区が地域の特色を活かした地域づくりが展開されています。しかし、地域活動に積極的に参加していない方もアンケート結果から伺え、その傾向は若い世代において特に顕著になっています。価値観の変化やライフスタイルの多様化が進む状況ではありますが、地域のつながりの大切さを再認識し、それぞれの生活のあり方にも配慮した地域活動を展開していくことが必要です。
- 高齢者のひとり暮らし世帯が増加傾向にあります。アンケート調査結果では、「最期を1人で迎えるのではないかと不安である」及び「身近に頼れる人がおらず1人きりである」と回答した人は、2割弱となっています。
ひとり暮らしの方は地域との接点が希薄で、孤立しやすい傾向にある一方で、「自分ができることであれば地域活動に参加したい」といった意向もみられます。
- 今後もひとり暮らし世帯の増加が予想されるなか、各世帯の状況の把握や、普段はなかなか地域とつながりを持っていない方のための機会づくりなど、自治会等や小学校区を単位とした活動をより一層充実していくことが大事です。

課題2 地域の福祉を支える担い手の確保と育成

- アンケート調査から、3割を超える方がボランティア活動に参加したことがあると回答しており、これをさらに増やすために、本市が優先して取り組むべき施策については「ボランティアなどの参加の促進や支援(p23)」が約3割となっています。特に人口が少なく、高齢化率が高い「古見方圏域」「住用圏域」では、地域の担い手の確保は喫緊の課題といえます。また、子育て世代においては、今後さらに多様化が進む教育・保育ニーズに対応するため、未就学児童の教育・保育のさらなる質の向上を図るとともに、地域特性を活かした子育て環境の整備を行う必要があります。

(次ページへ)

- 少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進行する中、福祉に対するニーズの高まりに加え、支援面での人手不足といった問題が懸念されています。
- 普段からの支え合い・助け合いの重要性の周知啓発に加え、福祉教育の推進、地域福祉の啓発を行い、奄美市における福祉の基盤づくりを進め、市民及び地域の多様な主体が地域の担い手となれるよう取り組みを推進していくことが必要です。

課題 3 多様化・複雑化するニーズに対応できる仕組みづくり

- 特別な支援を必要とする子どもだけではなく、すべての子どもの健やかな育ちが保障される支援体制の充実が求められています。
- アンケート調査において、市が優先して取り組むべき施策としては、「高齢者や障害者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実（p23）」が最も高くなっており、特に高齢化が進んでいる圏域では、高齢者世帯への生活支援等が一層重要になると考えられます。また、地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく、子ども、障害のある人、生活困窮者に対する支援や、権利擁護、虐待防止、自殺対策、制度の狭間の課題への対応等が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。
- 要介護認定者や障害者手帳所持者の増加、核家族化の進行や世帯人員の減少・地域コミュニティの希薄化など、支援を必要とする人が増加しています。多様化・複雑化する課題に対し、迅速かつきめ細やかに対応できるよう、包括的な支援体制の強化（ネットワークの強化やコーディネート機能の充実）が必要です。
- これまで様々な媒体を活用しながら情報発信を行ってきましたが、必要な人に必要な情報が届いていないという声も伺えることから、情報を受けとる側に立った発信の工夫が必要です。

課題4 安全・安心な暮らしを支える支援の充実

- アンケート調査において、「災害時の避難場所を知らない (p20)」割合は1割強となり、「災害発生時に避難場所まで1人で避難できない (p20)」は約2割となっています。また、「災害時に避難するときに、近くに手助けを頼める人がいない(p20)」も約2割となっており、住み慣れたまちで安全に暮らすことのできる支援の充実がより一層求められています。
- 本市では自主防災組織を設置していますが、防災対策活動については地域において差がみられる状況です。緊急の事態にいつでも対応できるよう、自主防災組織の活動と平日頃からの準備について啓発が必要となっています。
- 安全・安心なまちを誰もが望んでいて、バリアフリー環境の整備をはじめ、防災・防犯の対策について、市民の関心は高い状況です。災害時における避難行動要支援者の安全な避難や安否確認等の対応のほか、防災・防犯の意識の向上等、なお一層の取組が必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、若者の流出等に伴う過疎・高齢化が進行していますが、全国や鹿児島県より出生率が比較的高く、温暖な気候や豊かな自然に囲まれ、互いの関わりが深い地域社会の存在等、長寿のための条件が整っています。これらの基本的条件に加え、保健、医療、福祉、介護、就労、育児、文化活動等の環境を整備することにより、すべての市民一人ひとりが、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

また、本市には行政側からのサービス提供だけではなく、自助、互助、共助の視点を持ち、伝統の一つであるふれ合いと支え合いに満ちた「**結いの精神**」を生かしながら、互いに助け合っていく地域ぐるみの取組みが進められています。

本市では、平成23年度から令和2年度までを計画期間とする「奄美市総合計画」において、「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（しま）」を目指すこととし、保健・福祉分野においては、「**健康で長寿を謳歌するまちづくり**」を指針としています。

一方で、少子高齢化を背景とした地域コミュニティの希薄化に始まり、福祉に携わる人材不足、個人や家庭が抱える課題の複雑多様化、自然災害への不安など、様々な課題に直面しています。また、近年においては社会動向も大きく変化しており、特に8050問題に代表されるような世帯単位で支援が必要なケースや、自殺対策のように、地域と行政が連携した包括的な支援が求められるケースなど、福祉による対応が必要な場面がますます拡大されている状況です。

これらを踏まえつつ、奄美市の地域福祉の新しいステージの幕開けに伴い、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

**誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らせるまちづくり**

結いの精神でつなぐ きよらの郷（しま）

2 基本目標

基本理念を実現するための施策の柱として、以下の4つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標 1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

住民がお互いに助け合い、支え合う地域づくりのためには、自治会等による身近な地域の福祉活動を推進するとともに、生活圏域、市全体といった各層における支え合いネットワークの構築及び連携強化を図ることで、包括的な仕組みづくりを更に推進していきます。

基本目標 2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域の支え合い活動に参加できるよう、福祉教育の推進と地域福祉の啓発を行い、地域の担い手の育成・確保に努めます。

基本目標 3 包括的な支援の体制づくり

多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人へきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、情報提供を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりに努めます。

基本目標 4 安全で安心な地域づくり

安全で安心な生活環境を今後も維持していくため、地域における自主的な防災活動を促していくとともに、防犯パトロール及び子どもや高齢者の見守り活動を推進します。

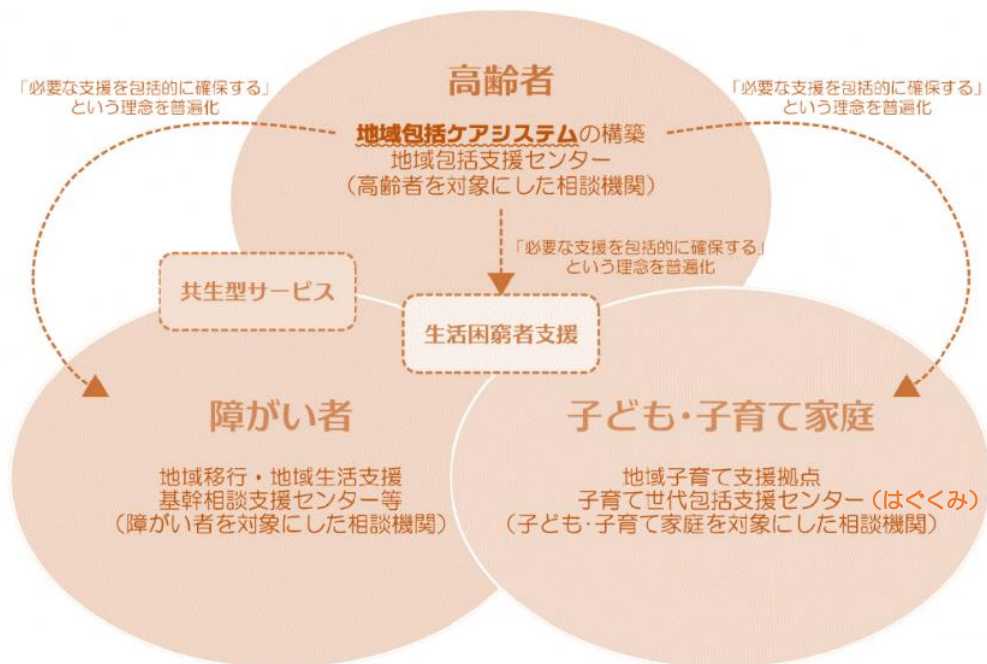
また、全ての人が公平に暮らすことができるよう、再犯防止対策等に取り組みます。

3 地域共生社会の実現をめざして

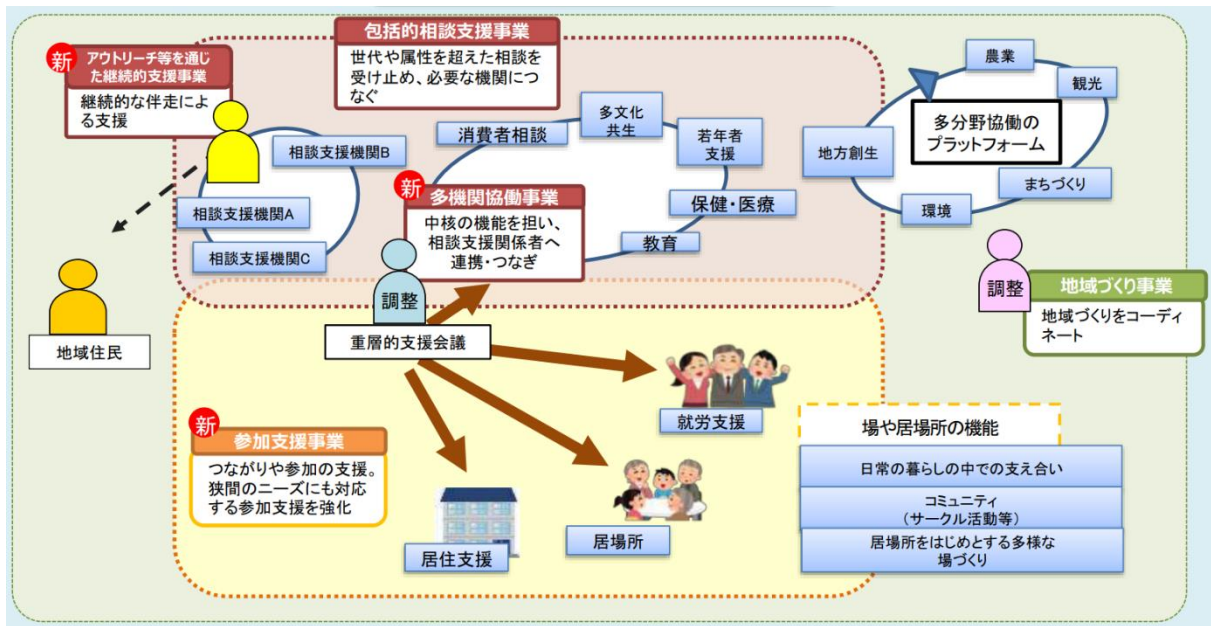
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する福祉サービス提供体制を整備する観点から、包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020年（令和2年）6月に成立しました。

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されます。

地域共生社会の実現へ



重層的支援体制整備事業(イメージ)



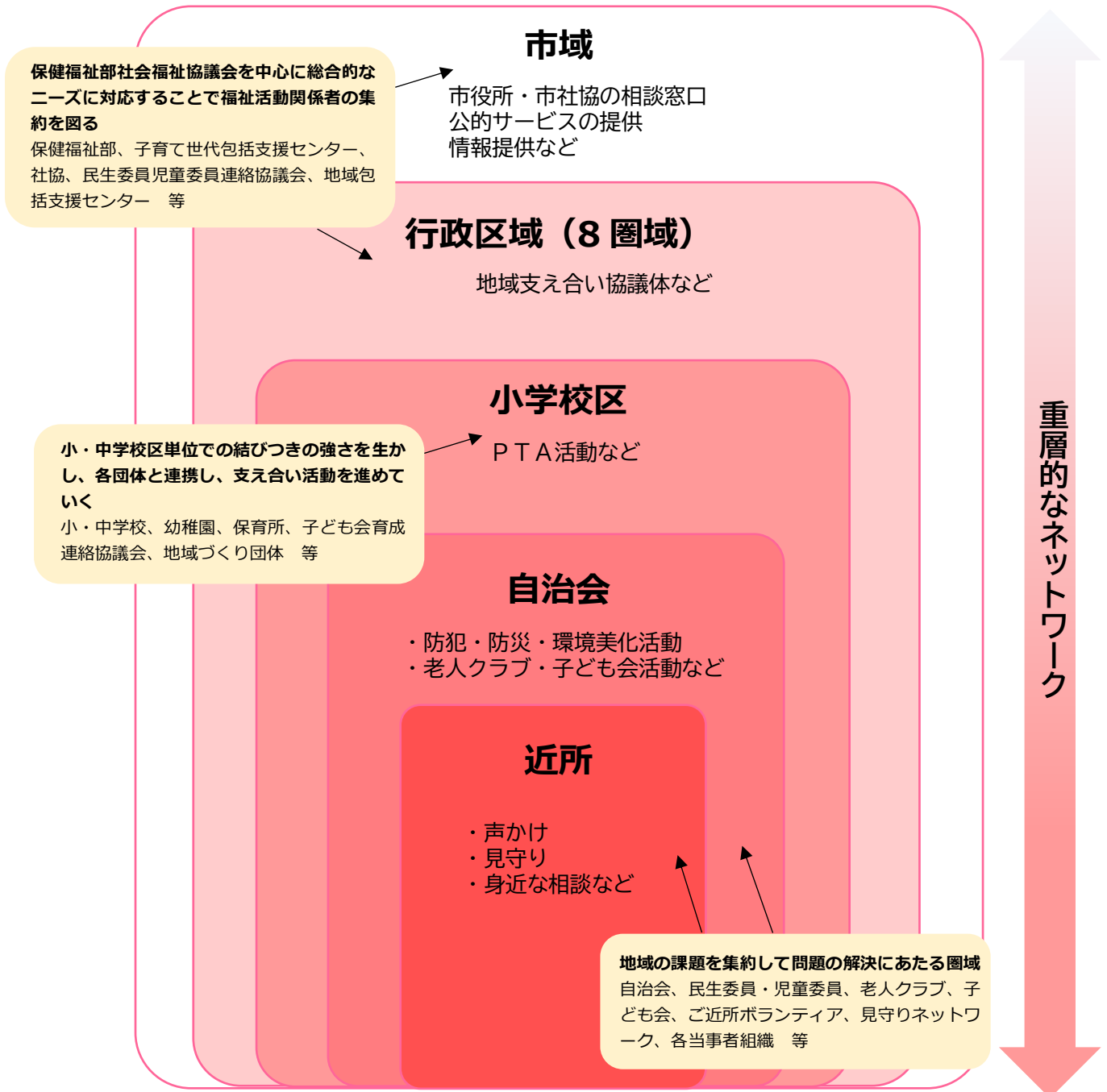
4 奄美市における地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、2015 年に国連において採択された、全ての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、奄美市では、地域福祉計画を中心とした各福祉分野において、以下の目標の実現を目指していきます。



5 階層別の地域のあり方（福祉圏域）の整理

地域福祉の効果的な推進のためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供を行う、市全体エリアの大きな圏域から見守り活動等といった、自治会等住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。本市における福祉圏域を、以下の通り整理しました。



第 4 章

基本理念実現に向けた施策の展開

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

施策体系

基本目標 1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

- ① 地域住民等が集う場・拠点づくり
- ② 誰もが活躍できる機会の創出



基本目標 2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

- ① 地域福祉活動に関する情報の発信
- ② 市民活動・ボランティアへの参加の促進
- ③ 地域福祉を担う人材の発掘・育成
- ④ 社会福祉法人による公益的活動への支援



基本目標 3 包括的な支援の体制づくり

- ① 相談支援体制・情報提供の充実
- ② 多様な主体のつながりの構築・強化
- ③ 権利擁護等の推進
- ④ 支援を必要とする人への取り組みの推進








基本目標 4 安全で安心な地域づくり

- ① 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進
- ② すべての人にやさしい地域づくり
- ③ 再犯防止における取り組みの推進



基本理念を実現するための施策の柱として、以下の4つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

なお、項目・関連計画における表記は以下の通りです。




-  → 子ども・子育て支援事業計画
-  → 障害者計画・障害福祉計画第2期障害児計画（チャレンジド・プラン奄美）
-  → 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
-  → 健康あまみ 21
-  → 自殺対策計画








関連計画の表記がない項目→該当する個別計画はないが取り組むもの

基本目標 1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

① 地域住民等が集う場・拠点づくり



地域の課題解決のためには、多数の市民が集い・交流し、地域の課題に気づき・共有することが重要です。世代を超えた交流が図られるよう、地域住民が集う場の提供等の支援を行うとともに、地域の困り事を集約し、解決する場や団体の活動拠点づくりを進めます。




項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
児童や保護者の交流の場、子育て支援拠点の充実 	就学前の児童やその保護者が交流できる場や、地域で母子が安心して暮らせるように交流できる地域子育て支援拠点の充実を図ります。	・社会福祉法人 ・NPO 法人	★地域サロン等、地域住民が交流できるイベントや事業に積極的に参加したり、地域でイベントを企画したりするなどし、参加者同士の交流を深めます。
子育てしやすい環境づくりの推進 	妊娠期から出産後の乳幼児期、その後の子育ても含め継続的に適切な情報提供を行うとともに、保護者の育児上の不安や悩みを話し合える育児教室等を開催し、楽しく子育てができる環境づくりに努めます。	・民生委員・児童委員 ・母子保健推進員 ・はぐくみ・育ち見守り隊 ・ファミリー・サポート・センター ・子育てサロン・サークル ・子育て支援センター	★身近な地域で市民が気軽に集える場・拠点づくりを進め、地域の困り事を集約し、解決できる場所になるよう取り組みます。
介護予防、健康づくり、通いの場づくりと担い手支援 	誰もが健康に暮らせるよう、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。	・老人クラブ ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
サロン活動の 充実と地域コ ミュニティづ くり 	各地区のサロン活動を充実し、 地域コミュニティづくりを促進し ます。	・自治会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	
既存施設や空 き家等の活用	既存の施設や空き家等を活用し た地域の「拠点づくり」を推進 し、地域交流や住民が集える場 としての活用に努めます。	・自治会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	
認知症カフェ の推進 	認知症の方及びその家族が気軽 に参加し、相談等もできる認知 症カフェの開催を推進します。	・医療機関 ・高齢者サービス事業所 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・認知症の人と家族と支 援者の会	
障害、世代を超 えた交流の場 の提供     	高齢者や障害のある人、子ども 等が世代や地域を超えた交流で きる場の提供に向け、関係機関 との連携を図ります。 建設予定の「奄美市子育て・保 健・福祉複合施設」を拠点とし て、世代間交流の場の提供と、 誰もが気軽に相談できる体制づ くりを行います。	・自治会 ・奄美地区地域自立支援 協議会 ・奄美地区障害者等基幹 相談支援センター ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	

② 誰もが活躍できる機会の創出

地域福祉を推進するためには、市民がそれぞれ支える側と受ける側に分かれるのではなく、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現が重要です。市民の誰もがあらゆる分野の活動に参加し、活躍できる機会の確保・提供を推進します。




項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
高齢者や障害 者の社会参加 と生きがいづ くり  	高齢者や障害がある人の社会 参加と生きがいづくりを推進し ます。	・シルバー人材センター ・老人クラブ ・障害福祉サービス等事 業所 ・奄美地区地域自立支援 協議会 ・奄美地区障害者等基幹 相談支援センター ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★地域での活動に興 味を持ち、自ら活 動の情報を収集し ます。 ★老人クラブ活動に 積極的に参加しま す。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
子ども・若者の 地域活動への 関心・参加の促 進 	子どもや若者が地域活動に興 味を持ち、参加できる工夫や働 きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・学校 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	★地域の活動に積極 的に参加します。
移動に困難を 抱える人への 支援 	外出支援サービスの周知・利用 を促進し、移動に困難を抱える 人の外出を支援することで、自 立と社会参加の促進を図りま す。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援 協議会 ・奄美地区障害者等基幹 相談支援センター ・障害福祉サービス等事 業所 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	
人と人がつな がる環境づく り 	福祉・教育・環境・産業・まちづく り等、分野を超えて人と人がつ ながる場や環境づくりに取り組 みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・まちづくり協議会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	★誰でも参加がしや すいよう、団体の 活動内容等につい て様々な媒体を用 いて情報発信を行 います。

基本目標 2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

① 地域福祉活動に関する情報の発信

地域における福祉の担い手育成には、地域福祉に関心を持つ人を増やし、学びから活動につなげることが重要です。そのため、行政及び関係団体は、市民に学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図ることで地域福祉活動への参加を推進します。また、幼児期から福祉に関して学び、地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する理解や関心を高めていくことを目指します。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
地域福祉の啓発 	住民一人ひとりの福祉意識の醸成に向けて、広報、ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や「自助」「共助」の考え方、地域の福祉課題についての啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・民生委員・児童委員 ・母子保健推進委員 ・はぐくみ・育ち見守り隊 	<ul style="list-style-type: none"> ★福祉に関心を持ち、福祉に関して学ぶ場に積極的に参加します。 ★福祉について、世代や立場に関わらず話し合い、考える場をつくりま
福祉に関する情報提供 	地域で相談を受け止める住民等が、適切な支援につなぐことができるよう、福祉制度・サービス等の情報提供や研修等の支援を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ★子どもの頃から福祉に目を向けられるよう、地域や家庭内でのきっかけづくりに取り組みます。
福祉に関する学習機会の提供 	住民の福祉意識の向上のため、福祉に関するシンポジウムやセミナー、学校への出前講座等の学習機会の開催を推進します。		




② 市民活動・ボランティアへの参加の促進




継続的な地域福祉の推進には、福祉に関心を持ち、活動に参加した人を継続的な活動につなげていくことが大事です。市民活動やボランティア活動への支援を通じ、「やりがいがある」取り組みを推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
市民活動・ボランティア活動への参加の促進	奄美市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援・相談支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・自治会 ・奄美看護福祉専門学校 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	<p>★ボランティア活動等について関心をもち、情報を収集します。</p> <p>★講座等に参加し、市民活動やボランティアのスキルアップに努めます。</p> <p>★地域の活動に積極的に参加します。</p>
	小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	

③ 地域福祉を担う人材の発掘・育成







少子高齢化が進行し、家族だけでなく社会による支援が必要とされる現在において、今後も福祉的支援を継続して提供できる体制を維持することを目的に、地域における支え合いに取り組む人材や専門的な福祉的支援に携わる人材の確保と育成に取り組みます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
福祉を担う人材の育成 	関係機関と連携し、中長期的な地域福祉を担う人材の育成や専門的な福祉人材確保に向けた取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	<p>★福祉分野における人材養成講座等に参加します。</p> <p>★保育士や介護士等の有資格職の経験を活かし、地域活動に役立てます。</p>
専門職の育成 	保育士や放課後児童クラブ支援員、療育従事者、教職員の研修・研究の機会を拡充し、資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・名瀬地区保育連合会 ・奄美地区児童クラブ連合会 ・学校 ・障害福祉サービス等事業所 ・奄美療育ネットワーク 	
手話通訳者等の養成・利用促進 	手話通訳者及び手話通訳奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員養成講座の周知・参加促進により、養成を図るとともに、制度の周知を図り、イベント・講演会等における利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	<p>★手話通訳者及び手話通訳奉仕員等の養成講座に参加し、聴覚障害への理解を深めます。</p>

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
生活支援コー ディネーター との連携 	地域の見守り・支え合い活動の 仕組みづくり等をコーディネー トする生活支援コーディネータ ーと連携し、地域住民主体によ る支え合いづくりを推進しま す。	・自治会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★地域のよいところ や課題をとらえ、 暮らしやすい地域 づくりに向けた取 り組みに参画しま す。
認知症サポ ーターの養成 	認知症の人を地域で見守り支 える認知症サポーター養成講 座を開催し、認知症サポーター や、地域等における認知症サポ ーターのリーダー的人材を養 成します。	・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・認知症の人と家族と支 援者の会	★認知症の人が安心 して暮らせるよ う、認知症に対す る理解を深めま す。
ゲートキーパ ーの養成 	悩みや、自殺の危険のあるサイ ンに気づき、適切な対応をと り、必要時相談窓口につなげら れるようゲートキーパー養成 講座を開催します。		★ゲートキーパーの 役割を担い、地域 の人が安心して生 活できるよう努め ます。

④ 社会福祉法人による公益的活動への支援

社会福祉法人は法人の持つ高い公益性を鑑み、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら地域における公益的な取り組みを実施することが求められています。市内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を支援します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
地域のニーズ に関する情報 提供   	地域の実情に応じた公益的な 取り組みが社会福祉法人によっ て行われるよう、社会福祉関係 機関と連携し、地域のニーズに 関する情報提供を行います。	・社会福祉法人	★民生委員・児童委 員や自治会等の地 域見守り会議を通 じて、市や社会福 祉協議会、社会福 祉法人等へ地域ニ ーズに関する情報 提供を行います。
公益的な活動 への取り組み   	社会福祉法人の法人間や地域 とのネットワーク強化を推進 し、地域における公益的な活動 を支援します。		★社会福祉法人につ いては、地域に対 して活動内容を発 信するとともに、 地域の課題解決に 向けた公益的活動 に取り組みます。

基本目標3 包括的な支援の体制づくり

① 相談支援体制・情報提供を充実


世帯構造やライフスタイルの変化によって多様化・複雑化する福祉課題に対応するために、各分野に係る部署や窓口の連携によって構築される総合相談の体制を整備し、適切な支援へとつなげます。また、各分野の相談機能の強化にも取り組み、市全体での福祉体制の底上げを進めていきます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
包括的な相談 支援体制の整 備	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体 ・学校 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 ・母子寡婦福祉会 ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	<p>★心配事や困り事は周囲の人や相談窓口等に相談します。</p> <p>★困っている人がいたら声をかけたり、相談に乗ったり、必要なサービスを紹介したりします。また、相談内容等必要に応じて、関係機関につなげます。</p>
	制度の狭間における問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進し、総合相談窓口機能の整備について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	
	住民や地域で活動するさまざまな団体等への研修や周知・啓発を進めることにより、近所付き合いや地域の交流活動、見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。		
	「地域包括支援センター」や地域における多様な関係機関と連携し、包括的な相談体制の強化と機能の充実を図ります。		
	健康寿命の延伸・フレイル予防等住み慣れた地域で自立した生活を送るため、個々の相談支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 	

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
障害がある人 への情報提供 障	手話通訳や要約筆記等、障害がある人等に配慮した情報提供を推進します。必要に応じて、音読や点字サービスによる情報提供を行います。	・障害者団体 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター	<p>★心配事や困り事は周囲の人や相談窓口等に相談します。</p> <p>★困っている人がいたら声をかけたり、相談に乗ったり、必要なサービスを紹介したりします。また、相談内容等必要に応じて、関係機関につなげます。</p>
子育て世代への支援 子 健	<p>「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、安心して子育てができるようきめ細やかにサポートします。また、親子同士の交流促進や育児相談等を行う「子育て支援センター」をはじめ、関係機関との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。</p> <p>「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応等適切な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼稚園 ・ファミリー・サポート・センター ・母子保健推進員 ・はぐくみ・育ち見守り隊 	
児童生徒への支援	児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と福祉関係機関との連携による支援を行います。	・学校	
障害がある人への支援 障	<p>障害のある人やその家族への支援の充実を図ります。</p> <p>障害のある人の自立した日常生活を支援するため、奄美地区地域自立支援協議会地域各種専門部会の相談体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	
ひとり親家庭への支援 子	ひとり親家庭への相談と支援の充実を図ります。	・母子寡婦福祉会	



② 多様な主体のつながりの構築・強化

多様化・複雑化する地域の福祉課題に柔軟かつ迅速に対応するためには、庁内の関係課や地域における多様な主体が連携・協働しながら、横断的に課題に対応することが重要です。庁内における連携体制を強化し、各事案に応じた支援に努めるとともに、地域課題の解決に向けた多様な主体のつながりの強化を支援します。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
庁内・庁外における連携体制の強化 	地域福祉計画推進委員会を定期的に開催し、市の保健・福祉施策を総合的かつ効果的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・保健・福祉・医療関係団体 ・NPO 法人 	★日頃から地域とつながりを持ちます。 ★地域で活動する団体同士で定期的な情報共有やネットワークの構築を行います。
	庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例等に対する連携的な支援や会議の開催等、情報共有や包括的な支援の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 	
	地域の相談機能の強化に向けて、民生委員・児童委員と地域の各団体、専門機関等とが情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター 	
	地域ケア個別会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法等についての協議・検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 	
	奄美市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待等への対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・警察 ・児童相談所 	
	奄美地区地域自立支援協議会各種専門部会を開催し、地域における障害のある人等への支援体制についての協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	
	地域全体で心の健康課題や自殺に関する問題を共有、協議、自殺対策計画の評価をするために、自殺対策地域ネットワーク会議を開催し、包括的な自殺対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策地域ネットワーク会議に所属する団体 	

③ 権利擁護等の推進




住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らすためには、一人ひとりの権利が守られていることが重要です。成年後見制度等の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、市民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
権利擁護の推進 	成年後見制度の利用促進に向け、中核機関と協働し、制度の普及啓発や養成を行った市民後見人の活用など、必要な人に必要な制度利用が行えるよう、地域における連携ネットワークの構築を推進します。	・奄美市社会福祉協議会 ・障害者団体 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所	★相手を思いやる気持ちを大切にします。 ★権利や人権等についての理解や知識を深め、必要に応じて支援を行います。
DV や虐待への 取り組み 	子どもの人権を守るため、要保護児童対策地域協議会により、関係機関が連携し、共通認識のもとに児童虐待等対策の推進を図ります。 DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障害のある人、児童に対する虐待に対し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組みます。	・学校 ・警察 ・児童相談所	★虐待に対する知識を深めるとともに、地域で虐待の兆候を発見した際には、専門機関への通報等を行います。

④ 支援を必要とする人への取り組みの推進

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、様々な課題を抱え、地域で社会的に孤立しているなど、支援が必要な人を把握し、地域や関係機関が連携し、支援へ結び付けていくことが重要です。

生活困窮者だけでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
生活困窮者への支援	関係機関・団体等と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、生活困窮者自立支援法に基づいた包括的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・自治会 ・学校 ・保健・福祉・医療関係機関 ・ハローワーク ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター 	<p>★困ったときは一人で抱え込まず、周囲に相談したり、様々な機関を利用したりします。</p> <p>★日頃から近所の見守り活動を行います。</p> <p>★地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、専門機関に相談したりします。</p>
	奄美市内の生活困窮者に対する家計相談対応を図り、生活の安定化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・NPO 法人 	
	子ども食堂やフードバンク等の活動について広報・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人 	
障害のある人への支援 	障害者等の当事者組織について、関係団体等と連携した支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体 ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	
就労支援 	ひとり親家庭等の就労に困難を抱える人に対し、就労相談から定着までの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・ハローワーク ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター 	
子どもの貧困対策	子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・NPO 法人 ・民生委員・児童委員 	
自殺対策の推進 	自殺対策の推進にあたり、関係機関と連携し、相談支援の充実や、普及啓発を行います。また、未遂者支援、遺された人への支援にも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・NPO 法人 	

基本目標 4 安全で安心な地域づくり





① 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進

わたしたちの生活は、保健、医療、福祉、介護の分野のほかに、安心安全、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野に大きく影響を受けています。地域の中で、安心して健やかで幸せに生活するために、福祉の分野はもとより、日常的な生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、地域力・防災力を高める取り組みを推進します。

また、毎年猛威を振るうインフルエンザや、収束の見えない新型コロナウイルス感染症に対する体制整備も求められています。


項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
防災に関する啓発	防災に関する知識の普及啓発や自主防災マップの作成の推進を通じて市民の防災意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・学校 ・消防組合 ・警察 ・自衛隊 ・海上保安部 ・報道機関 ・地域工フエム 	<p>★安心安全活動や防災啓発活動などの地域活動に積極的に参加します。</p> <p>★災害情報等をしっかりと受け取れるように、日頃から防災に対する意識を高め、必要物資の備蓄や情報収集を行います。</p> <p>★災害時にボランティアとして応急活動や復旧・復興支援に参加します。</p>
	社会福祉関係機関と連携し、防災啓発活動を実施します。また、避難行動支援者利用施設による非常時災害対策計画などの作成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 ・高齢者サービス事業所 ・障害福祉サービス等事業所 ・学校 	<p>★社会福祉関係機関等と協同した避難行動要支援者の把握と情報共有に努め、災害時だけでなく普段から円滑に支援ができるようにします。</p> <p>★避難行動支援者利用施設は、法令に定められたとおり非常時災害対策計画など適正な対策計画の策定に努めます。</p>














項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
要支援者への支援の充実 	日常生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、情報共有に努め、高齢者や障害のある人等の要支援者に対する支援の充実を図り、災害時に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・民生委員・児童委員 ・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体 ・障害福祉サービス等事業所 	★日頃の地域活動とおして、災害時における要支援者の把握に努めます。
感染症への対策   	<p>感染症予防のための周知啓発を行うとともに、サービス提供事業者等と連携し、訓練の実施や感染症に対する研修を支援します。</p> <p>サービス提供事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業者 ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 ・医療機関 ・保健所 	<p>★日頃から感染症予防に対する意識を高め、マスクの着用、手洗いうがいなどの基本的な感染防止対策を行います。</p> <p>★感染症が発生した場合、個人情報の拡散や感染者やその周りの人への不要な連絡を控えます。</p>

② すべての人にやさしい地域づくり

高齢者や障害のある人、子ども、妊婦等の地域で暮らすすべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようにするためには、環境を整えることが重要です。市の課題でもある、移動に困難を抱える人への支援をはじめ、誰もが使いやすいように施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、情報アクセシビリティへの配慮等を推進します。また、ハード面の整備だけでなく、地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進し、すべての人にやさしい地域をつくります。

項目・関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が取り組むこと
ネット 119 緊急通報システムの周知	聴覚や言語機能に障害がある人などが、音声を使用せずに119番通報できるように、「ネット119緊急通報システム」の周知を図ります。	・消防組合	★行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。
ヘルプカードの周知 	障害などで困っている人が周りに支援を求められるように、「ヘルプカード」の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
ブルーゾーンの周知 	障害のある人など合理的配慮を必要とする人のために、「ブルーゾーン」(優先駐車場)の設置を推進し、周知を図ります。	・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所	★行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。
緊急通報システムの周知 	突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する高齢者等が急病等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、「緊急通報システム」の周知を図ります。	・消防組合	
認知症高齢者等見守りネットワークの活用 	認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「認知症高齢者等見守りネットワーク」として、事前登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみの日常の見守りや緊急時の早期発見を図ります。	・在宅介護支援センター ・地域支え合い協議体	★地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、専門機関に相談したりします。
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進     	公共施設や道路・公園、公共交通等について、高齢者や障害のある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。	・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター	★バリアフリー等が未整備の場所や施設では、支援が必要な人に対する声かけや手助けを行います。
子育てしやすい環境づくりの推進  	外出中に誰でも気軽におむつ交換や授乳が行える赤ちゃんスペースの設置を市全体で取り組み、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進します。		
情報のバリアフリー化の推進	ウェブアクセシビリティに対応した市ホームページを運営し、情報のバリアフリー化を図ります。		

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
障害への啓発 	広報紙や市公式サイト等により、障害のある人に対する理解や差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 	<p>★地域で暮らす様々な人と交流し、相互理解を深めるとともに、お互いを尊重し合います。</p> <p>★ジェンダー平等への理解を深めます。</p>
ジェンダー平等の啓発	性別問わず全ての人が自分らしく生活できるよう、ジェンダー平等意識向上のための啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 	

③ 再犯防止における取組の推進（奄美市再犯防止推進計画）

平成 28 年 12 月の再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、下記項目をもって、再犯防止推進法第 8 条に基づく「奄美市再犯防止推進計画」として位置づけます。

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
就労支援	障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度、職業適性検査など、国や県及び市の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター ・奄美地区地域自立支援協議会 ・奄美地区障害者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス等事業所 ・ハローワーク ・コレワーク九州 ・鹿児島少年鑑別所 	
住居の確保	奄美市が設置する生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。		
福祉サービスの提供	福祉事務所と検察庁・保護観察所・矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち生活に困窮する者や障害者等の福祉的支援が必要な者に対して、円滑に必要な福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・検察庁 ・保護観察所 ・矯正施設 ・ゆずり葉の郷 	<p>★行政の施策や関係機関の取り組みについて、支援を必要としている人に伝えます。</p>

項目・ 関連計画	行政が取り組むこと	関連団体等	地域・住民が 取り組むこと
児童生徒と保 護者への相談 支援	小中学校へのスクールカウンセ ラー及びスクールソーシャルワ ーカーを通して、様々な悩みを 抱える児童生徒・保護者に対 して適切に相談支援を行います。	・学校	★地域に気がかりな 人がいたら、声を かけたり、専門機 関に相談したりし ます。
ネットワー ク体制の構築	問題を抱える少年等の立ち直り を支援し、社会と関わる機会を 確保するため、学校、警察、児 童相談所等関係機関との連携 を図り、日常的なネットワーク体 制を構築します。	・学校 ・警察 ・児童相談所	
社会貢献活動 への支援	犯罪をした者や更生支援が必要 な者に対し、社会貢献活動が行 われる場合には、その実施に協 力します。	・保護観察所 ・警察 ・刑事司法関係機関 ・BBS会	
更生保護の啓 発	市町村ホームページや広報誌に おいて、更生支援に携わる民間 ボランティアの活動について周 知し、市民の理解の促進に努め ます。	・保護司会 ・更生保護女性会 ・BBS会	★更生保護への理解 を深めます。
再犯防止に関 する広報・啓発 活動の推進	再犯防止推進啓発月間である 7月を中心に、本計画を広く市 民に広め、理解を促進します。	・保護観察所 ・保護司会	★“社会を明るくす る運動”へ積極的 に参加します。
更生支援会議 の実施	学識経験者、刑事司法関係機 関、更生保護関係団体、医療保 健・福祉、教育関係機関、雇用 関係機関、市町村及び地域の民 間団体で構成する更生支援会 議を設置し、継続的に情報交 換・共有を行います。	・刑事司法関係機関 ・更生保護関係機関 ・医療保健・福祉・教育・ 雇用関係機関	
転入・転出を繰 り返す者への 支援	奄美市への転入・転出を繰り返 す犯罪をした者等への支援と して、奄美市へ何度戻ってき ても受け入れ、何度でも支えて いく支援ができる体制づくりを 推進します。	・保護観察所 ・保護司会	

第 5 章

資 料 編

1 奄美市地域福祉計画推進委員名簿

	区分	氏名	所属団体名
1	学識経験者	高橋 信行	鹿児島国際大学
2	公募委員	田丸 友三郎	名瀬地区
3		師玉 敏代	住用地区
4		盛島 洋久	笠利地区
5	地域団体の代表者	進 文蔵	奄美市名瀬町内会自治会連合会
6		河野 京子	住用囑託員会
7		山下 茂樹	笠利駐在員会
8		塩崎 博成	生活支援コーディネーター
9	福祉・保健・医療関係者	松元 絹代	民生委員・児童委員連絡協議会
10		俵 久子	奄美市老人クラブ連合会
11		後藤 美智子	身体障害者協会
12		向井 奉文	大島郡医師会
13		山田 隆之	社会福祉協議会
14		大津 敬	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター
15		永野 芳子	名瀬地区保育会連合会
16		村田 勇樹	老人福祉施設協議会
17		前里 祐子	母子寡婦福祉会
18	行政関係者	久保 倫子	大島支庁保健福祉環境部健康企画課長
19		山下 能久	奄美市保健福祉部長
20	その他市長が必要と認める者	実 和則	NPO法人連絡協議会

2 奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、奄美市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するに当たり、本市の基本的な方針等を検討するため、奄美市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者で公募に応じたもの
- (3) 地域団体の関係者
- (4) 保健・福祉・医療関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

3 用語解説

あ行

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報支援を届ける取り組み。

●アクセシビリティ

高齢者や障がい者なども含めたあらゆる人が、どのような環境においても柔軟に情報サービスを利用できること。

●NPO[non-profit organization]

民間非営利団体。政府や企業等ではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

か行

●介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

●核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位。

●基幹相談支援センター

地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関で、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う。

●協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

●健康寿命

介護や病気などで日常生活が制限されることなく、健康的に生活を送ることができる期間のこと。

●合計特殊出生率

1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す。合計特殊出生率が2であれば、夫婦2人から子どもが2人ということで、世代の人口がほぼ維持。

●国勢調査

日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的屬性を知るための調査。

●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

さ行

●サロン

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。

●社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年(2000)に公布。

●住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

●シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益社団法人。地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事(受託事業)を受注し、会員として登録した定年退職後等で長期の就職することは望まないが、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行する。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付するもの。

●シンポジウム

一つの問題について何人かが異なる面から意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形の討論会。

●生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進

に向けた支援を強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

●成年後見制度

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。

●セーフティーネット

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしきみ。

●ソーシャルワーカー

生活相談員のことで、医療、教育、福祉、介護などの業界において、相談員として支援を行う職種の1種。

た行

●第1号被保険者

介護保険では、日本国内に住所を有する65歳以上の人。

●第2号被保険者

介護保険では、日本国内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

●地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、医療、介護、生活、予防、住まいの5つの領域を含めた様々な支援サービスが包括的に、切れ目なく提供されること。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から総合的な支援を行う地域の拠点。

●DV（ドメスティックバイオレンス）

家庭内暴力のこと。身体暴力に限らず、精神的、経済的、社会的等あらゆる暴力を含む。

な行

●認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的としている。

●ネットワーク

個々の人のつながり。人や組織の広がりを持ったつながり。

●ノーマライゼーション

障がいの有無や加齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域で共に生活できる社会を実現しようという考え方。

は行

●8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者、高齢者などの社会参加を困難にしている障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。一般的には4つのバリア（① 物理的なバリア、② 制度的なバリア、③ 文化・情報面でのバリア、④ 意識上のバリア）がある。

●BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

●フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障害（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活

動などの組織的な活動を行っている。

●ボランティア

社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や行

●ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したもの。

●要介護（要支援）認定者

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定。

ら行

●療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多彩な生き方が選択・実現できる社会のこと。

第1期奄美市地域福祉計画
(奄美市再犯防止推進計画)

発行年月 令和3年3月
編集・発行 奄美市 福祉政策課
〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8
TEL : 0997-52-1111 / FAX : 0997-52-1001